

第3 体制の種類と発令基準等

災害発生時に、市の体制を一般行政中心から災害対応中心に、迅速に切り替えるため、体制と発令基準、並びに同関連事項等を示す。

1 体制の種類と発令基準

風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本市が取るべき体制の種類及び発令基準等は次のとおりである。

表2-1-1 体制の種類と発令基準（風水害に係る部分）

配備区分		活動内容	発令基準
警戒体制	待機配備	気象注意報発表時等において、気象情報の収集を任務として警戒体制1号配備等の実施に備えて活動する体制	・大雨注意報等の発表時又は民間気象会社等の予報状況から、さらに詳細な気象情報の収集及び注意が必要となったとき。
	1号配備	主として情報の収集、報告、警報等の伝達を任務として活動する体制	・雷雲等による大雨警報等が一時的に発表されるなど局地的に集中した降雨が予想される場合で、一層の注意と警戒が必要になったとき、又は台風の接近に伴い注意と警戒が必要となったとき。
	2号配備	被害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制	・大雨又は洪水警報等が長時間発表されるなど、地域によっては水害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、又は台風の接近に伴い一層の注意と警戒が必要となったとき。
非常体制	3号配備	本部長及び当該対策部長が所要の職員を配備し、応急活動に即応できる体制	・台風等による大雨により、市域に、床下、床上浸水等の被害が相当数発生し、又は発生のおそれがあるとき。
	4号配備	組織及び機能の全力を挙げて活動する体制	・台風等による大雨により、災害救助法(昭和22年法律第118号)適用基準程度以上の床上浸水被害等が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

《参照》 表2-1-4 体制の種類、配備区分及び職員動員基準

2 対象職員

本市に常時勤務する職員及び教職員、その他、市長が定める職員

3 発令者

発令者は、風水害が発生し又は予想される場合に、風水害の規模、種類、日時等

に応じて必要な防災体制を取るため、非常体制及び警戒体制における各配備を発令する。

(1) 非常体制

市長は非常体制における各配備を発令する。

(2) 警戒体制

警戒体制における各配備の発令者は、建設部長とする。

4 警戒体制外の配備

平日の勤務時間外及び休日における大雨又は洪水注意報発令時に、建設部長は必要に応じて建設部及び都市整備部職員に対し注意報配備を発令する。

第4 水防本部

風水害の発生を防止・局限するための水防活動の中心となる水防本部の体制を定める。

1 水防体制（建設部・都市整備部水防体制）

市災対本部が設置されていない状況において、水防法に基づく水防活動を行うための体制を水防体制という。

(1) 水防機関

水防体制に属する機関は次のとおりとする。

市長室危機管理担当・都市整備部・建設部・消防本部・消防署・消防団・
草加市建設業振興会・草加環境事業協同組合

(2) 水防会議

ア 水防会議は、警戒体制配備、その他の重要事項を審議する。

イ 水防会議は建設部長・都市整備部長・消防長・市長室付危機管理監・建設部
副部長・建設部各所属長をもって構成する。

ウ 建設部長は、必要時、水防会議を召集する。会議構成員は代理をもって出席
に充てることができる。

(3) 水防本部の組織及び所掌

ア 水防本部の組織は次のとおりとする。

- ・ 本部長（建設部長）
- ・ 副本部長（都市整備部長）
- ・ 正副本部長補佐（建設部副部長）
- ・ 本部員（都市整備部副部長・市長室付危機管理監）

イ 水防本部は次を所掌する。

- ・ 水防体制の設置及び解除に関すること。
- ・ 水防体制の総括に関すること。

(4) 各班の所掌事務

ア 建設総務班

- ・ 水防本部の庶務に関すること。
- ・ 災害情報の収集及び整理に関すること。
- ・ 建設業振興会及び環境事業協同組合への協力要請に関すること。
- ・ 災害状況及び水防活動状況の記録に関すること。
- ・ 気象情報等の収集に関すること。
- ・ 消防本部、国及び県との連絡調整に関すること。

イ 河川班

- ・ 河川班の動員配置及び被害写真等記録に関すること。
- ・ 河川の水位、雨量等の観測及び情報収集に関すること。
- ・ 河川巡視、手動ゲートの操作に関すること。

ウ 道路班

- ・道路班の動員配置及び被害状況の写真撮影に関する事。
- ・道路等の巡視及び浸水地域の情報収集に関する事。
- ・道路の通行止めに関する事。
- ・市道障害物の撤去に関する事。

エ 下水道班

- ・下水道班の動員配置に関する事。
- ・下水道施設の巡視による情報収集及び復旧対策に関する事。
- ・中川下水道事務所、中川水循環センターとの連絡調整に関する事。

オ 維持補修班

- ・維持補修班の動員配置に関する事。
- ・低地排水ポンプ等の点検巡視に関する事。
- ・可搬式ポンプの設置及び運転に関する事。
- ・水防倉庫の管理に関する事。
- ・ゲートポンプの管理、確認及び土のう積みに関する事。
- ・業者対応地区の動員配置に関する事。
- ・排水機場の運転及び操作に関する事。

カ 新田西部班

- ・新田西部土地区画整理事業地内の水防活動に関する事。

キ みどり公園班

- ・所管する公園・緑地等の安全確保に関する事。

2 水防体制等人員配備基準

(1) 配備基準

- ア 表2-1-4「体制の種類、配備区分及び職員動員基準」による。
- イ 注意報配備における配備基準は約8名とする。

(2) 水防体制等配備基準の特例

建設部長は必要に応じ各配備の人員を増員又は減員できる。

3 水防本部の設置及び解散

水防本部は、警戒体制配備の1つが発令されたときに設置され、災対本部が設置された場合、又は熊谷地方気象台の注意報解除に基づき、県の水防体制解除の伝達があった場合に解散する。

ただし、災対本部設置に際し別命が無い場合は、水防本部の組織は、災対本部の現地対策本部として活動する。

【資料】 関係機関 連絡先

- ・ 国土交通省江戸川河川事務所・・・TEL(04)7122-3550
- ・ 埼玉県越谷県土整備事務所・・・TEL(048)964-5221
- ・ 埼玉県総合治水事務所・・・・・・TEL(048)737-2001
- ・ 草加市建設業振興会・・・・・・TEL(048)942-5053
- ・ 草加環境事業協同組合・・・・・・TEL(048)936-1234
- ・ 草加市消防本部消防防災課・・・・TEL(048)924-2111

第5 災害対策本部

市の全機関をもって災害対応に当たるための、災対本部の体制について示す。

1 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、表2-1-2のとおりとする。

2 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の事務分掌は表2-1-3のとおりとする。

3 その他

災害対策本部の運営等に関して必要な事項は、「草加市災害対策本部要綱」及び「草加市災害対策本部運営要領」によるものとする。

表 2-1-2 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織			災害対策本部の運営	
本部室	本部長 副本部長 本部員	市長 副市長、教育長 ・各部局の部局長 ・市長室付危機管理監 (本部長付)	本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長、副本部長、本部員で構成し、本部及び各対策部の重要事項を審議、決定する。 ・副本部員は、本部員の補佐及び本部方針の即時着手に備え同席する。
	副本部員	・各部局の副部局長等		
	作業室長 作業室員	<ul style="list-style-type: none"> ・指定本部員 ・市長室危機管理担当 ・市長室秘書担当、広報担当、いきいき市民相談担当の指定者 ・その他の指定者 	作業室	<ul style="list-style-type: none"> ・作業室長、作業室員で構成し、情報の収集整理配布及び作業・経理・補給・広報・広聴等について進行管理・調整するとともに、災害時における市内各地域の被害状況及び安全確認等の情報収集を行うために、防災マウンテンバイク隊を運用する。
	本部室連絡員	指定者	情報連絡室	<ul style="list-style-type: none"> ・市長室危機管理担当マネージャー及び本部室連絡員で構成し、本部室と対策部及び関係機関等との相互の情報連絡を行う。
対策部	対策部名 市長室 総合政策部 総務部 自治文化部 健康福祉部 子ども未来部 市民生活部 都市整備部 建設部 教育総務部 消防部 水道部 市立病院部 議会監査部 地区参集部	対策部長 市長室長 総合政策部長 総務部長 自治文化部長 健康福祉部長 子ども未来部長 市民生活部長 都市整備部長 建設部長 教育総務部長 消防長 水道部長 市立病院事務部長 議会事務局長 総務部長	対策部の組織及び運営 <ul style="list-style-type: none"> ・本部員をもって対策部長に充てる。 ・初動体制として、主に市内居住職員で編成する混成組織としての地区参集部を置き、主務部長は総務部長が兼務する。 ・各対策部長は、地域防災計画及び災害対策本部条例に基づく要綱に沿って担任する。 ・各対策部は、本部決定に基づいて所掌以外の事務にも従事する。 ・各対策部に本部室連絡員及び対策部連絡員を置き、情報連絡室及び各対策部に配置する。 ・対策部は対策班を置いて実施する。 ・対策部の庶務担当課（主査以上）は、部内の所掌に関する情報等の取りまとめ及び本部室等との情報連絡を担当する。 ・対策班及び班長等は、各対策部長が定める。 ・地区参集部の編成は、防災拠点となる各中学校ごとに情報収集班、避難所班及び指揮班の編制とする。 ・班の編制は、部の所掌に照らし、通常の課組織に捕らわれず適正に行う。 	

表 2 - 1 - 3 災害時における本部室の所掌、対策部の組織及び職制

		所 掌			
本部室	<ul style="list-style-type: none"> ・本部の配備態勢及び廃止に関すること。 ・本部の活動方針に関すること。 ・災害情報の収集及び伝達に関すること。 ・応急活動優先事項に係る対策部間の協同及びプロジェクトの設置方針に関すること。 ・他機関等への救援要請に関すること。 ・その他、災害対策に関すること。 				
対策部 (行政組織)	職 制				分 担 業 務
	対策部長	副部長	班長	班員	
市長室 (市長室)	市長室長		各 担 当 マ ネ ー ジャ ー	所 属 職 員	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部及び本部室の事務の統括に関すること。 ・防災会議の開催に関すること。 ・防災関係機関との連絡調整及び協力要請に関すること。 ・本部長及び副本部長の秘書に関すること。 ・災害視察団の応接に関すること。 ・災害の広報に関すること。 ・報道機関との連絡に関すること。 ・被災者の相談、陳情、要望、及び広聴等の統括に関すること。 ・災害情報の収集及び伝達の統括に関すること。 ・防災行政用無線及び通信機器に関すること。 ・防災マウンテンバイク隊の管理及び運用に関すること。 ・応急活動等の写真、文書等の記録の統括に関すること。 ・東海地震の警戒宣言発令時における地震防災応急対策の総括に関すること。 ・対策部の応急活動等の写真・文書記録、情報伝達、連絡調整及び庶務に関すること。 ・災害時における市内各地域の被害状況及び安全確認等に係る情報収集に関すること。

対策部 (行政組織)	職 制				分 担 業 務
	対策部長	副部長	班長	班員	
総合政策部 (総合政策部・出納室)	総合政策部長	副部長	各課室長	所属職員	<ul style="list-style-type: none"> ・OA機器の復旧に関する事。 ・所管施設の防災対策及び被害調査に関する事。 ・災害復興本部の設置に関する事。 ・災害復旧復興計画の統括に関する事。 ・緊急資機材及び物品等の調達並びに借上げの統括に関する事。 ・災害対策の予算に関する事。 ・義援金の受領及び保管に関する事。 ・救援物資のデータ管理及び集積、仕分センターの統括に関する事。 ・災害対策に必要な現金の出納に関する事。 ・公共建築物の復旧計画に関する事。 ・東海地震の警戒宣言発令時における地震防災応急対策に関する事。 ・水防活動の応援に関する事。 ・対策部の応急活動等の写真・文書記録、情報伝達、連絡調整及び庶務に関する事。
総務部 (総務部・選挙管理委員会)	総務部長	副部長	各課室長	所属職員	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の防災対策及び被害調査に関する事。 ・所管施設の2次災害防止対策に関する事。 ・職員の動員、動員数及び配置状況に関する事。 ・職員の安否確認に関する事。 ・地区参集職員の参集状況の把握に関する事。 ・職員用食料の支給及び装備品の貸与に関する事。 ・職員の衛生管理に関する事。 ・職員の服務、給与及び公務災害補償に関する事。 ・市有財産の管理に関する事。 ・災害時空地管理の統括に関する事。 ・応急対策用車両の調達、集中管理、配車及び運行の調整に関する事。 ・緊急輸送計画の作成に関する事。 ・救護物資及び避難者の輸送に関する事。 ・救護物資の集積及び仕分センターの協同に関する事。 ・避難場所(避難所を除く。)の情報収集及び運営に関する事。 ・被災者の食料の調達、配分及び計画に関する事。 ・被災者及び家屋の被害調査、り災台帳の作成並びにり災証明の交付に関する事。 ・税の減免に関する事。 ・災害復旧復興計画の作成に関する事。 ・東海地震の警戒宣言発令時における地震防災応急対策に関する事。 ・水防活動の応援に関する事。 ・対策部の応急活動等の写真・文書記録、情報伝達、連絡調整及び庶務に関する事。

対策部 (行政組織)	職 制				分 担 業 務
	対策部長	副部長	班長	班員	
自治文化部 (自治文化 部・農業委 員会事務局)	自治文化 部長	副部長	各課 室長	所属 職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの受入れ及び各部局専門ボランティアの統括に関すること。 ・防災ボランティアセンターの設置及び運営の統括に関すること。 ・避難所（コミュニティセンター・体育館）の開設及び運営の協同に関すること。 ・自主防災組織との避難所運営にかかわる協同に関すること。 ・救援物資のデータ管理及び集積、仕分センターの協同に関すること。 ・商工団体及び農業団体との連絡調整に関すること。 ・商・工・農業の施設整備等の被害調査に関すること。 ・産業活動の復旧支援に関すること。 ・生活支援物資の調達に関すること。 ・所管施設の防災対策及び被害調査に関すること。 ・対策部の応急活動等の写真・文書記録、情報伝達、連絡調整及び庶務に関すること。 ・復旧復興計画に関すること。 ・東海地震の警戒宣言発令時における地震防災応急対策に関すること。

対策部 (行政組織)	職 制				分 担 業 務
	対策部長	副部長	班長	班員	
健康福祉部 (健康福祉部)	健康福祉 部長	副部長	各課 室長	所属 職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉機関及び団体との連絡調整並びに協力要請に関する事。 ・ 避難所の開設及び運営並びに被災者の収容の統括に関する事。 ・ 防災ボランティアセンターの設置及び運営の協同に関する事。 ・ 自主防災組織との避難所運営にかかわる協同に関する事。 ・ 義援金の配分計画及び配布に関する事。 ・ 災害弔慰金、見舞金及び支援金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する事。 ・ 要介護者等の実態調査に関する事。 ・ 被災者及び災害弱者の相談に関する事。 ・ 市福祉施設利用者の救護対策に関する事。 ・ 被災者の一時住宅あっせんに関する事。 ・ 死体の納棺等の処理の統括及び埋火葬に関する事。 ・ 身元不明者の調査及び遺品等の保管に関する事。 ・ 医療機関及び薬剤、資器材供給機関との連絡調整並びに協力要請に関する事。 ・ 公的病院及び薬剤、資器材供給機関との連絡調整並びに協力要請に関する事。 ・ 保健所との連絡調整及び協同に関する事。 ・ 医薬品及び医療資器材の調達に関する事。 ・ 救援医薬品集積センターの設置及び管理に関する事。 ・ 医療救護所の設置及び管理に関する事。 ・ 重傷患者後方輸送への調整に関する事。 ・ 助産に関する事。 ・ 医療相談及びメンタル・ケアに関する事。 ・ 感染症予防に関する事。 ・ 災害地における救護所等の衛生管理に関する事。 ・ 衛生検査に関する事。 ・ 所管施設の防災対策及び被害調査に関する事。 ・ 災害救助法運用の総括に関する事。 ・ 東海地震の警戒宣言発令時における地震防災応急対策に関する事。 ・ 対策部の応急活動等の写真・文書記録、情報伝達、連絡調整及び庶務に関する事。

対策部 (行政組織)	職 制				分 担 業 務
	対策部長	副部長	班長	班員	
子ども未来部 (子ども未来部)	子ども未来部長	副部長	各課室長	所属職員	<ul style="list-style-type: none"> ・市立保育園の応急救護対策及び応急保育に関すること。 ・乳幼児救護に関すること。 ・救援物資の受領、仕分、配分計画及び配布に関すること。 ・救護物資の集積及び仕分センターの協同に関すること。 ・避難所の開設及び運営並びに被災者の収容の協同に関すること。 ・自主防災組織との避難所運営にかかわる協同に関すること。 ・社会福祉機関及び団体との連絡調整並びに協力要請に関すること。 ・市福祉施設利用者の救護対策に関すること。 ・所管施設の防災対策及び被害調査に関すること。 ・対策部の応急活動等の写真・文書記録、情報伝達、連絡調整及び庶務に関すること。 ・復旧復興計画に関すること。 ・東海地震の警戒宣言発令時における地震防災応急対策に関すること。
市民生活部 (市民生活部)	市民生活部長	副部長	各課室長	所属職員	<ul style="list-style-type: none"> ・死体の検案に関すること。 ・死体埋火葬許可書の発行に関すること。 ・仮設トイレの調達、設置及び管理に関すること。 ・ごみ、し尿の収集及び処理に関すること。 ・がれき処理の申請受付及び統括に関すること。 ・災害時空地管理の協同に関すること。 ・被災地の消毒並びに薬剤の散布及び調達に関すること。 ・防犯に関すること。 ・道路通行可否並びに鉄道の運行状況並びに施設被害の把握及び整理に関すること。 ・所管施設の防災対策及び被害調査に関すること。 ・復旧復興計画に関すること。 ・東海地震の警戒宣言発令時における地震防災応急対策に関すること。 ・対策部の応急活動等の写真・文書記録、情報伝達、連絡調整及び庶務に関すること。

対策部 (行政組織)	職 制				分 担 業 務
	対策部長	副部長	班長	班員	
都市整備部 (都市整備部)	都市整備部長	副部長	各課室長	所属職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築関係機関及び団体との連絡調整並びに協力要請に関すること。 ・ 建築物応急危険度判定の実施及び統括に関すること。 ・ 建築物の被害調査の協同に関すること。 ・ 被災家屋からの救出、輸送及び収容の協同に関すること。 ・ 被災住宅の応急修理に関すること。 ・ 被災者の一時住宅あっせんの協同に関すること。 ・ 応急仮設住宅の建設に関すること。 ・ 応急仮設住宅の入居に関すること。 ・ 災害時空地管理の協同に関すること。 ・ 所管施設の防災対策及び被害調査に関すること。 ・ 再度災害防止に向けた街づくり計画調査に関すること。 ・ 土地利用及び建築等に係る制限に関すること。 ・ 都市防災及び復旧復興計画に関すること。 ・ 東海地震の警戒宣言発令時における地震防災応急対策に関すること。 ・ 水防活動の協同に関すること。 ・ 対策部の応急活動等の写真・文書記録、情報伝達、連絡調整及び庶務に関すること。
建設部 (建設部)	建設部長	副部長	各課室長	所属職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設関係機関及び団体との連絡調整並びに協力要請に関すること。 ・ ライフライン機関との連絡調整並びに協力要請に関すること。 ・ 公共下水道の応急対策に関すること。 ・ 震災時における土木施設の被害情報の収集に関すること。 ・ 道路啓開に関すること。 ・ 災害時空地管理の協同に関すること。 ・ がれき処理の協同に関すること。 ・ 被災家屋からの救出、輸送及び収容の協同に関すること。 ・ 土木施設等の応急対策計画に関すること。 ・ 所管施設の防災対策及び被害調査に関すること。 ・ 災害復旧復興計画に関すること。 ・ 東海地震の警戒宣言発令時における地震防災応急対策に関すること。 ・ 水防本部に関すること。 ・ 水防情報の統括と指令の伝達に関すること。 ・ 水防機関との連絡に関すること。 ・ 水防時における河川・水路の定点観測及び応急復旧に関すること。 ・ 水防時における市内の状況査察に関すること。 ・ 対策部の応急活動等の写真・文書記録、情報伝達、連絡調整及び庶務に関すること。

対策部 (行政組織)	職 制				分 担 業 務
	対策部長	副部長	班長	班員	
教育総務部 (教育総務部)	教育総務 部長	副部長	各課 室長	所属 職員	<ul style="list-style-type: none"> ・教育関係機関及び団体との連絡調整並びに協力要請に関すること。 ・市立小中学校の被害情報の収集及び連絡調整に関すること。 ・市立小中学校施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・児童生徒の応急救護対策に関すること。 ・児童生徒の学用品の給与に関すること。 ・応急教育に関すること。 ・教育相談に関すること。 ・児童生徒のメンタル・ケアに関すること。 ・死体の収容及び安置に関すること。 ・避難所の開設、運営及び被災者の収容の協同に関すること。 ・自主防災組織との避難所運営に係る協同に関すること。 ・市立小中学校所属職員の避難所運営の分担に関すること。 ・非常炊き出しの実施に関すること。 ・文化財の保護に関すること。 ・関係機関及び団体との連絡調整並びに協力要請に関すること。 ・所管施設の防災対策及び被害調査に関すること。 ・復旧復興計画に関すること。 ・東海地震の警戒宣言発令時における地震防災応急対策に関すること。 ・水防活動の応援に関すること。 ・対策部の応急活動等の写真・文書記録、情報伝達、連絡調整及び庶務に関すること。

対策部 (行政組織)	職 制				分 担 業 務
	対策部長	副部長	班長	班員	
消防部 (消防本部)	消防長	次長	各所属長	所属職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防関係機関及び団体との連絡調整並びに協力要請に関すること。 ・ 火災、その他の災害の予防、警戒、防御及び広報に関すること。 ・ 他消防機関への応援要請及び受入れに関すること。 ・ 自主防災組織との連携に関すること。 ・ 救急及び救助に関すること。 ・ ヘリポート基地の開設及び管理に関すること。 ・ 避難の指示等に必要情報の収集に関すること。 ・ 避難の指示又は勧告の実施に関すること。 ・ 危険物等の措置に関すること。 ・ 警戒区域の設定及び立入りの制限若しくは禁止又は退去に関すること。 ・ 被災家屋からの救出及び搬送の統括に関すること。 ・ 行方不明者の捜索に関すること。 ・ 所管施設の防災対策及び被害調査に関すること。 ・ 復旧復興計画に関すること。 ・ 東海地震の警戒宣言発令時における地震防災応急対策に関すること。 ・ 水防活動の協同に関すること。 ・ 対策部の応急活動等の写真・文書記録、情報伝達、連絡調整及び庶務に関すること。
水道部 (水道部)	水道部長	副部長	各課室長	所属職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道関係機関及び団体との連絡調整並びに協力要請に関すること。 ・ 応急給水及び広報に関すること。 ・ 応急給水施設及び資機材の整備に関すること。 ・ 応急給水原水の確保に関すること。 ・ 所管施設の防災対策及び被害調査に関すること。 ・ 復旧復興計画に関すること。 ・ 東海地震の警戒宣言発令時における地震防災応急対策に関すること。 ・ 水防活動の応援に関すること。 ・ 対策部の応急活動等の写真・文書記録、情報伝達、連絡調整及び庶務に関すること。

対策部 (行政組織)	職 制				分 担 業 務
	対策部長	副部長	班長	班員	
市立病院部 (市立病院事務部)	市立病院事務部長	副部長	各課室長	所属職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的病院及び薬剤、資器材供給機関との連絡調整並びに協力要請に関する事。 ・ 入院患者等の安全確保及び移送計画に関する事。 ・ 被災者の医療及び助産に関する事。 ・ 医療救護所の協同に関する事。 ・ 死体検案の協同に関する事。 ・ 医薬品の備蓄に関する事。 ・ 所管施設の防災対策及び被害調査に関する事。 ・ 復旧復興計画に関する事。 ・ 東海地震の警戒宣言発令時における地震防災応急対策に関する事。 ・ 水防活動の応援に関する事。 ・ 対策部の応急活動等の写真・文書記録、情報伝達、連絡調整及び庶務に関する事。
議会監査部 (議会事務局・監査委員事務局)	議会事務局長	次長 (監査委員事務局)	各課室長	所属職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会との連絡調整に関する事。 ・ 食糧の運搬、被害調査及び避難所運営の応援に関する事。 ・ 東海地震の警戒宣言発令時における地震防災応急対策に関する事。 ・ 水防活動の応援に関する事。 ・ 対策部の応急活動等の写真・文書記録、情報伝達、連絡調整及び庶務に関する事。
地区参集部 (関係部局)	総務部長	副部長	課長補佐等	指名職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模地震発災初動期の被害状況の現地情報収集及び避難所の緊急運営に関する事。 ・ 対策部の応急活動等の写真・文書記録、情報伝達、連絡調整及び庶務に関する事。

【資料】

震 1 - 3 草加市災害対策本部条例

震 1 - 4 草加市災害対策本部要綱

震 1 - 5 草加市災害対策本部運営要領

第6 動員計画

警戒体制及び非常体制の各配備ごとの職員の動員について示す。

1 職員動員の基準

風水害に対処するため、市長（本部長）等は本節第3「体制の種類と発令基準等」に示す配備体制を取り、表2-1-4に示す「体制の種類、配備区分及び職員動員基準」に従い動員を行う。

2 動員の対象外

以下に掲げる者については、動員の対象外とする。

- (1) 平常時における病弱者、身体不自由等で、応急活動を実施することが困難な者
- (2) 妊娠中又は出産後育児休業取得可能期間に相当する期間を経過しない等の状況にある職員で、応急活動に従事することが困難な者
- (3) その他、各所属部長等が認める者

3 動員の区分

風水害時における、職員の動員の区分は次のとおりとする。

(1) 所属参集

防災活動を実施するために、あらかじめ指定された次の職員

ア 各対策部の初動体制を確立するために必要な管理職等の職員

イ 防災対策上欠くことができない次の職員

- (ア) 情報収集要員及び災害対策本部、関係機関との連絡要員
- (イ) 業務上、緊急措置を行う必要がある職員
- (ウ) 特殊業務を担当するものなど、防災対策上必要な職員

(2) 地区参集

災害発生時に地域の災害情報の取得と円滑な避難所開設を行うためにあらかじめ指定された職員

なお、風水害時における地区参集職員は、特に指示されない限りは、各所属の部局長（対策部長）の指揮下に入るが、避難所開設の必要性が生じた場合は、所要の期間、地区参集部長の指揮下に移行し、指定された避難所に赴く。

(3) 防災マウンテンバイク隊

災害時における市内各地域の被害状況及び安全確認等に係る情報収集を行うためにあらかじめ編成された職員

なお、風水害時における隊員は、あらかじめ水防体制において指定されるものを除き、危機管理担当事務室に参集し、指示を待つ。

4 初動時の臨時の編成

勤務時間外における職員の動員は、参集が整うまでに時間を要することも考えら

れる。

このため、本計画の定める非常体制による組織編成の完成を待っては、迅速かつ適切な応急対策活動が実施できないと判断される場合は、各部署において所属長又は所在する最先任者が臨時の編成を指示して、人命にかかわる諸対策の緊急かつ優先的な実施に対応するものとする。

表 2-1-4 草加市災害対策本部要綱 別表第2 (第13条、第14条関係) 体制の種類、配備区分及び職員動員基準 (水害部分 抜粋)			警 戒 体 制 (本部を設置しないで通常の組織をもって警戒等に当たる体制)			非 常 体 制 (本部を設置して災害対策活動を推進する体制)		
			待 機 配 備	1 号 配 備	2 号 配 備	3 号 配 備	4 号 配 備	
水害時 発令 基準	<ul style="list-style-type: none"> 大雨注意報等の発表時又は民間気象会社等の予報状況から、さらに詳細な気象情報の収集及び注意が必要となったとき。 		<ul style="list-style-type: none"> 雷雲等による大雨警報等が一時的に発表されるなど局地的に集中した降雨が予想される場合で、一層の注意と警戒が必要となったとき、又は台風の接近に伴い注意と警戒が必要となったとき。 		<ul style="list-style-type: none"> 大雨又は洪水警報等が長時間発表されるなど、地域によっては水害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、又は台風の接近に伴い一層の注意と警戒が必要となったとき。 		<ul style="list-style-type: none"> 台風等による大雨により、市域に、床下、床上浸水等の被害が相当数発生し、又は発生のおそれがあるとき。 	
	活動内容		<ul style="list-style-type: none"> 気象注意報発表時等において、気象情報の収集を任務として警戒体制1号配備等の実施に備えて活動する体制 		<ul style="list-style-type: none"> 軽微な災害が発生した場合において、災害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制 		<ul style="list-style-type: none"> 相当規模以上の災害の発生が予測される場合又は発生した場合において、本部長及び当該対策部長が必要と認める職員を配備し、応急活動に即応できる体制 	
災害対策本部に設置する対策部	対策部に所属する草加市行政組織条例に定める部局等	災害種類	職 員 動 員 基 準					
市長室	市長室	水害	危機管理担当 2人	危機管理担当 2人	危機管理担当 1/2 市長室 1人	全員	全員	
総合政策部	総合政策部 出納室	水害			総合政策課 2人	各課室 1/2	全員	
総務部	総務部 選挙管理委員会	水害			自治推進課 1人 職員課 1人	全員	全員	
自治文化部	自治文化部 農業委員会事務局	水害			みんなであちづくり課 1人	各課 1/2	全員	
健康福祉部	健康福祉部	水害			福祉課 1人	各課 1/2	全員	
子ども未来	子ども未来部	水害			子ども政策課 1人	各課 1/2	全員	
市民生活部	市民生活部	水害			環境課 1人	各課 1/2	全員	

都市整備部	都市整備部	水害	各課所 1人	各課所 1/2	全員	全員	全員
建設部	建設部	水害	建設管理課 1/3 各課 1人	各課 1/2	全員	全員	全員
教育総務部	教育委員会事務局 教育総務部	水害			総務企画課 1人 生涯学習課 1人	各課 1/2	全員
消防部	消防本部	水害	当直者 通常体制人員	当直者 通常体制人員	当直者 通常体制人員 各課 1/2	全員	全員
水道部	水道部	水害			経営管理課 1人	各課 1/2	全員
市立病院部	市立病院事務局	水害			経営管理課 1人	各課室 1/2	全員
議会監査部	議会事務局 監査委員事務局	水害			庶務課 1人	各局 1/2	全員
地区参集部	関係部局	水害					全員

※ 表中の各部局の配備人員は、配備可能な人員（上限）とし、災害の状況に応じて適宜動員配備を調整するものとする。

第2節 事前措置期の活動

風水害に関する情報を、早期に収集し、本市に及ぶ被害の程度を予想して、災害発生に即応できるよう市の活動体制を整備するとともに、必要な情報をいち早く市民に伝達して、所要の準備を促す。

第1 災害情報の収集及び伝達

第2 水防本部の設置及び運営

第3 児童・生徒の安全確保

第4 避難所の設置

第1 災害情報の収集及び伝達【建設部、危機管理担当】

いつ頃、どの程度の風雨がどの辺りに生じ、本市にどう影響するかを、各種情報の収集を通して把握する。

1 災害情報の収集

(1) 災害情報の収集体制

ア 平日勤務時間内の災害情報は、建設部において継続的に収集する。

イ 平日の勤務時間外及び休日等において、県南東部に大雨又は洪水注意報が発令された場合は、建設部長の指示に基づき、建設部及び都市整備部は注意報配備を取り、気象状況を監視するとともに、排水機場の即時稼働に備える。

(2) 気象情報の収集

大気の状態、降雨現象、台風、豪雨の全般的状況などについての一般的な気象情報、並びに熊谷地方気象台が発表する気象注意報・警報等は、主として県の防災情報システム、並びに契約する気象情報会社システムを介して取得する。

また、国及び県の河川管理者等が観測する降雨情報については、江戸川河川情報表示機及びインターネットなどから取得する。

□ 草加市（埼玉県南東部）における注意報、警報の基準は次のとおり。（H20.5.28 現在）

注意報・警報の名称		発令の基準
気象 注意報	大雨注意報	雨量基準：1時間雨量 30mm 以上、3時間雨量 50 mm以上、 土壌雨量指数：81 以上
	洪水注意報	雨量基準：1時間雨量 30 mm以上かつ総雨量 60 mm以上、又は 3時間雨量 50 mm以上かつ総雨量 60 mm以上 流域雨量指数基準：伝右川流域雨量指数 5 以上
	大雪注意報	24時間の降雪の深さ 10 cm以上
	強風注意報	平均風速 11m/s 以上
	風雪注意報	平均風速 11m/s 以上で雪を伴う
	濃霧注意報	視程 100m 以下
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	最小湿度 25%以下で実効湿度 55%以下の場合
	低温注意報	夏期：低温のために農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下
	霜注意報	早霜、晩霜期に最低気温 4℃以下となり、農作物に著しい被害 が予想される場合
	着雪注意報	着雪により被害が予想される場合
	着氷注意報	着氷により被害が予想される場合
	気象警報	大雨警報
洪水警報		雨量基準：1時間雨量 60 mm以上

気象警報		流域雨量指数基準：伝右川流域雨量指数 10 以上 複合基準：1時間雨量25mm以上かつ綾瀬川流域雨量指数11以上
	暴風雪警報	平均風速 20m/s 以上で雪を伴う
	大雪警報	24 時間の降雪の深さ 30 cm 以上
	暴風警報	平均風速 20m/s 以上

○ 記録的短時間大雨情報：1 時間雨量 1 0 0 mm 以上

(大雨警報を発表中に、数年に一度しか発生しないような短時間に猛烈に降る雨を観測(解析)した場合に、その雨が尋常でないことを伝えるために発表される。)

(3) 河川情報の収集

関東中部、北部等の、本市に係る河川の水位、流量等に関する情報は、江戸川河川情報表示機及びインターネットなどから取得する。

本市域の河川水位は、建設部事務室の県河川監視テレメータシステム及び遠隔監視システムにより、随時モニターする。

(4) 洪水等に関する防災情報の収集

洪水等に関する防災情報には、主として住民の避難に資するためのものとして、洪水予報及び水位周知が、また、水防活動に資するためのものとして水防警報がある。いずれも、河川及び区間ごとに指定される。

・ 洪水予報

河川管理者と気象庁長官が共同して流域の雨量や水位状況を示して洪水予報を発表する。指定される河川は、通常、洪水のおそれがあるときに水位予測が可能な河川である。

・ 水位周知

洪水予報を行うことが困難な中小河川において、河川管理者が避難等の参考となる避難判断水位(特別警戒水位)を定め、この水位に到達した時に水防管理者に通知し、報道機関を通じて住民に周知する。指定される河川を水位周知河川という。

・ 水防警報

洪水により河川の水位が上昇した場合、水位情報を提供して、水防管理者の水防活動に指針を与える。

ア 洪水予報と水位等の関係

洪水予報と水位等の関係については、下表のとおり。

洪水の危険 のレベル	洪水予報の標題 [洪水予報の種類]	水位の名称	市町村・住民に求める行動等
レベル5	はん濫発生情報 [洪水警報]	(はん濫発生)	逃げ遅れた住民の救援等 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導

レベル4	はん濫危険情報 [洪水警報]	はん濫危険水位	住民の避難完了
レベル3	はん濫警戒情報 [洪水警報]	避難判断水位	市町村は避難勧告等の発令を判断 住民は避難を判断
レベル2	はん濫注意情報 [洪水注意報]	はん濫注意水位	市町村は避難準備情報(要援護者避難情報) 発令を判断 住民は、はん濫に関する情報に注意 水防団出動
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位	水防団待機

(注：資料源「洪水の危険のレベルに対応した表現等」(H19.4.11 国土交通省河川局、気象庁予報部 報道発表資料「洪水予報の発表形式の改善について」の参考1による。))

イ 本市に係る河川及び基準水位等

本市に係る河川の基準水位は下表のとおり。

河川名	区 域	基準水位 観測所	水防団待機 水位 (m)	はん濫注意 水位 (m)	避難判断 水位 (m)	はん濫危険 水位 (m)
綾瀬川 (県管理)	川口市東川口から 金明町字中取出し	一の橋	3.60	4.05	4.30	4.55
綾瀬川 (国管理)	金明町字中取出しか ら足立区南花畑	谷古宇	2.70	3.00	3.70	4.00
中川 (県管理)	春日部市から松伏町	牛島 (春日部市)	5.20	5.85	6.05	6.30
中川 (国管理)	松伏町から葛飾区	吉川	3.30	3.60	3.90	4.20
利根川上流 (国管理)	群馬県伊勢崎柴町か ら茨城県境町	八斗島 栗 橋	0.80 2.70	1.90 5.00	4.50 8.00	4.90 8.50
荒川 (国管理)	深谷市から海(旧川 を除く。)	熊 谷 治水橋 岩淵水門 (上)	3.00 7.00 3.00	3.50 7.50 4.10	4.80 10.80 7.00	5.60 11.10 7.70
江戸川(国 管理)	利根川分派点から海 (旧川を除く。)	西関宿 野 田	4.50 4.60	6.10 6.30	8.50 8.90	8.80 9.20
元荒川 (県管理)	越谷市三野宮から越 谷市東町2丁目	三野宮	6.15	6.55	7.00	7.00
芝川・新芝 川(県管理)	鳩ヶ谷市から川口市	青木	3.15	3.75	4.60	6.10

ウ 防災情報の発表者等及び伝達系等

(ア) 発表者等

a 洪水予報

綾瀬川（国管理）、中川（国管理）、利根川、江戸川、荒川について、気象庁予報部と関東地方整備局が共同で発表する。

b 水位周知河川にかかわるはん濫警戒情報

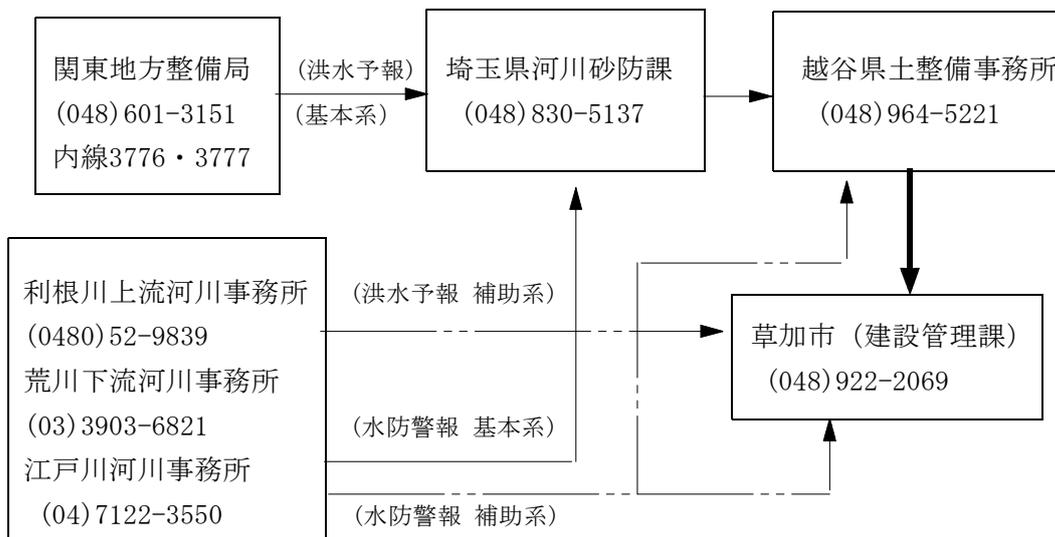
綾瀬川（県管理）、中川（県管理）、元荒川、芝川・新芝川について、避難判断水位到達時に県河川砂防課が発表する。

c 水防警報

本市周辺においては、中川（国管理）、綾瀬川（国管理）について江戸川河川事務所が、また綾瀬川（県管理）について県河川砂防課が通報する。

(イ) 伝達系統

防災情報の発表者等から本市への伝達系統は次のとおり。



(5) 異常現象の通報

河川の増水、堤防の亀裂など、災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに市、消防本部、警察署等に通報する。

- ①市民等 : 消防本部、市（建設管理課等）又は警察署に通報
- ②職員 : 業務中又は移動途上の見聞情報を建設管理課に通報
- ③自主防災会 : 地域で生じた異常現象、被害状況等を調査し、建設管理課に通報

2 災害情報の伝達

市は、国、県の関係機関等から防災情報等の伝達を受けたときは、必要事項を、直ちに関係機関及び市民、災害時要援護者及び必要援護者が利用する施設、その他、関係のある公私の団体に伝達する。

第2 水防本部の設置及び運営

建設部長は、一連の気象状況を総合的に考慮し、水害を防御又は軽減するための水防活動を実施する必要を認めた場合は、水防会議を開催し、警戒体制配備を決定して水防本部を設置し、水害対策を講じる。

ただし、水防会議を催す時間がない場合は、建設部長は水防会議を経ずに水防本部を設置できる

1 水防本部の設置

(1) 設置場所

建設部事務室に水防本部を設置する。

(2) 本部設置の報告

ア 建設部長は、気象状況、指定配備を速やかに市長に報告する。

イ 他部局職員に対する所要の通知は、水防本部から直接、又は危機管理担当を経由して行う。

(3) 関係機関への通知

水防本部設置を、江戸川河川事務所、埼玉県越谷県土整備事務所及び埼玉県総合治水事務所に通報する。

また、必要に応じて、草加市建設業振興会・草加環境事業協同組合に通知し、所要の体制準備を要請する。

2 水防本部の運営

水防体制の各班は本章第1節第4 水防本部 に規定する所掌に基づき、水防活動を実施する。

第3 児童・生徒の安全確保

風水害が発生又は発生が予想される場合に、小・中学校及び保育園の児童・生徒の安全確保を図る。

1 小・中学校の児童・生徒の安全確保

(1) 児童・生徒の安全確保

校長は、学校時間内に台風や豪雨に見舞われた場合、気象情報や水防情報を収集し、下校の必要があると認められた時は、児童・生徒を早めに帰宅させる。児童生徒を帰宅させる時は、集団下校を原則とし、必要に応じて教職員が引率する。

また、帰宅が危険であると判断された場合は、消防本部等と連携の上、校舎内に待機するか安全な場所に避難誘導する。

(2) 児童・生徒の安否確認

台風や豪雨が夜間・休日等に発生した場合、校長は、児童・生徒・教職員の安否の確認を行う。

2 保育園の浸水等被災における緊急措置

保育園長（民間認可保育所の施設長を含む。）は、台風や豪雨により浸水等被災のおそれがある場合、児童の安全確保を図るため、次の措置を講じる。

(1) 保育園長は、気象情報や水防情報を収集し、子ども未来部保育課と連携を図りながら状況に応じて、児童を早期に帰宅させる等あらかじめ定められた措置を速やかに講じる。

(2) 保育園長は、施設が被災した場合、児童及び職員の安否確認を行うとともに、施設設備等の被害状況を把握し、その結果を子ども未来部保育課に連絡する。さらに、職員を指揮して応急対策を実施し、保育園の管理等万全な措置を講じる。

(3) その他

応急保育については、第2章第7節第9「文教対策」による。

3 社会教育施設等利用者の安全確保

施設管理者等は、風水害によって施設が被災した場合、避難誘導措置を採り、利用者の安全の確保に努める。

第4 避難所の設置

1 避難所の目的、機能等

避難所の開設運営は、人命救助と並んで市の応急対策の柱の一つである。
避難所の開設に先立って、避難所の機能等全般について概説する。

(1) 避難所の目的

災害時に、市が被災者に安全と安心の場を提供するとともに、避難者自らが互いに励まし合い、助け合いながら生活再建に向けての次の一步を踏み出す場を創出する。

(2) 収容対象者

避難所への収容者は、原則的に次のとおりとする。

- ① 住家が被害を受け、居住する場を失った者
- ② ライフライン等の被害により、住居における生活が困難となった者
- ③ 避難勧告又は避難指示を受け、緊急に避難する必要がある者
- ④ 市内に滞留した帰宅困難者（市外からの通勤・通学者、宿泊者、通行人等）

(3) 避難所の機能

ア 避難所の機能

避難所の果たす機能は次のとおりである。

- ① 避難者の応急仮設住宅等への入居までの生活拠点
- ② 避難者及び避難所周辺居住者等への情報提供拠点
- ③ 飲料水、食料及び生活必需品等の物資供給拠点
- ④ 傷病者等に対する医療救護活動拠点
- ⑤ 自主防災組織等による消火及び人命救助等の防災活動拠点

イ 避難者等への生活支援機能

前項①の避難者の生活拠点として避難所が提供する生活支援機能の細部を下表に示す。各支援分野は避難所の開設から閉鎖までの全期間においていずれも必要であるが、その緊急性又は優先度は発災からの時間的推移に従って、おおむね上部の生存・安全に関連深い分野から、下部の社会・生活に関連深い分野に、移行して行く。

支援分野	支援項目	内容
安全・生活 基盤の提供	①安全の確保	生命・身体 of 安全確保
	②水・食料・物資の提供	水・食料・被服・寝具等の提供
	③生活場所の提供	就寝・安息の場の提供 最低限の暑さ・寒さ対策 プライバシーの確保
保健・衛生 の 確保	④健康の確保	傷病を治療する救護機能 健康相談等の保健医療機能
	⑤衛生的環境の提供	トイレ・入浴・ごみ処理
情報支援	⑥生活支援情報の提供	営業店舗や開業医の情報

	⑦復興支援情報の提供	生活再建・仮設住宅・復興情報
コミュニティ 支援	⑧コミュニティの維持・ 形成の支援	避難者同士の励まし合い・助け合い
		従前のコミュニティの維持

(4) 避難所運営に当たっての全般的認識

- ア 避難所の運営に当たっては避難所が単なる被災生活の場というだけでなく、生活の再建と復興への支援として機能するよう配慮する。
- イ 避難所は「住むところ」ではなく「過ごすところ」であり、できる限り短い期間で閉鎖される。避難者の居心地の問題を最優先にすべきではなく、いかにして多くの住民に支援できるかが優先される。
- ウ 避難者はサービスの受け手ではなく、お互い助け合い、自ら避難所運営に参加して初めて避難所の諸機能が発揮できる。
- エ 避難所は在宅被災者への物資供給拠点としても位置付けられている。食料や水、その他の供給、医療救護、情報提供等については、在宅被災者についても同様の対応が必要となる。

(5) 避難所管理運営マニュアルの作成

避難者がそれぞれの役割を担いながら、自主的に管理運営ができるよう健康福祉部はあらかじめマニュアルを作成する。なお、マニュアル作成の概要は、次のとおりである。

ア 避難所の管理運営

(ア) 施設の開放

(イ) 部屋割り

- a 避難者全員分の居住空間を確保する。
- b 世帯と地域を単位とする。血縁関係や居住地域を考慮する。
- c その他の者は、年齢、性別等を考慮する。
- d 介護が必要な要援護者には特に配慮し、環境の良好な場所（畳敷きの部屋、トイレの近く等）を確保するように努め、介護者とともに居住組を編成する。

(ウ) 避難者名簿の作成

- a 記入用紙を用意する。
- b 避難者状況を整理する。

(エ) 避難所開設の報告

避難者数、負傷者、連絡窓口等を災害対策本部に連絡する。

(オ) 運営組織の設置

- a 運営は、避難者自身による自主組織を中心とする。
- b 運営組織には、複数の女性を参加させる。
- c 市職員又は施設職員は、運営組織が設置されたときに事務を引き継ぐとともに円滑に組織が運営できるようにサポートする。

d 運営会議

- (a) 会長（居住組の長で構成する代表者会議により選出）
- (b) 副会長（同上）
- (c) 活動班（総務班、情報班、食料・物資班、施設管理班、保健・衛生班）
- (d) 居住組

活動班の役割

総務班	避難者管理、問い合わせへの対応、来客者への対応、取材への対応、郵便物、宅配便の取次ぎ、記録、困りごと相談
情報班	情報の収集、災害対策本部への情報伝達、避難所内への情報伝達
食料・物資班	食料・物資の調達、食料・物資の受入れ、食料・物資の管理・配給
施設管理班	危険箇所への対応、防火、防犯
保健・衛生班	医療、介護、トイレ、衛生管理、生活用水の管理、清掃、ゴミ、ペット
ボランティア班	ボランティア受付班

イ 生活の配慮とルール

- (ア) プライバシーの配慮
- (イ) 災害時要援護者への配慮
 - a 専用トイレの設置、情報伝達方法（音声、映像の利用、手話通訳の配置等）に配慮する。
 - b 必要となる介護・介助要員・介助用具等の手配等に努める。
 - c 災害時要援護者の状況等に応じて、社会福祉施設、医療機関等への二次避難を考慮する。
- (ウ) 女性への配慮
 - 着替えや授乳場所の確保等、可能なら専用トイレの設置
- (エ) 外国人への配慮
 - 言語や生活習慣等への配慮
- (オ) ペットの扱い
 - 室内は禁止、屋外にペット飼育場所の確保
- (カ) 生活ルールの周知
 - 避難所生活のルールを周知（見やすい場所に掲示、入所者への配布）
- (6) 避難所の開設期間
 - 避難所は、避難する必要がなくなった場合、又は被災者のための応急仮設住宅等による生活再建のめどが立った時点で閉鎖するものとする。
 - なお、避難所を閉鎖した場合、本部は、その旨を速やかに県、その他、関係機関に報告する。
 - ただし、災害救助法の適用においては、同法の規定により避難所の開設期間

は7日間とし、状況により期間を延長する場合は、県知事の事前承認を受ける必要がある。

2 避難所の開設及び運営

(1) 開設

避難所の開設は、原則として当該施設の管理者が実施する。ただし、勤務時間外の各小・中学校について、必要な場合は特命により、地区参集職員が施設管理者と協同で開設する。

緊急を要する場合等には、自主防災組織、町会・自治会等の地域コミュニティの判断により避難所を開設することができる。また、その際、小中学校の備蓄倉庫内に格納されている救助用具セット等を使用することもあるため、各施設の門扉、体育館や備蓄倉庫等の鍵は、当該施設管理者のほか、自主防災組織等の代表者もそれぞれ管理できるものとする。

避難者の収容場所は、屋内運動場や集会室、体育館のアリーナ等のあらかじめ定めた屋内空間を優先するが、収容面積が不足する場合は、教室やその他の部分も使用する。また、緊急措置として校庭等の屋外の使用についても考慮する。

(2) 運営

開設初期の運営は、施設管理者、健康福祉部、避難者代表による「避難所運営委員会」を編成し、共同で運営に当たるとともに、必要に応じてボランティアの協力を得ることとする。時間的な推移による運営上の留意点は次のとおり。

ア 直後から約3日までの運営上の留意点

- (ア) 施設管理者と施設使用の調整及び教職員等との協力体制の確立
- (イ) 避難所統括部（健康福祉部）との連絡体制の確立
- (ウ) 傷病者の把握と応急処置
- (エ) 災害時要援護者の把握と対応措置
- (オ) 避難者数の把握と避難者名簿の作成（避難者カードによる。）と報告
- (カ) 被災者（在宅被災者を含む。）への給食、給水、生活必需物資等の配給
- (キ) 仮設トイレの設置及び増設等必要な措置の実施
- (ク) 安否確認等への対応
- (ケ) 災害関連情報（市の応急対策状況、医療、生活関連情報等）の伝達・提供
- (コ) 食料及び生活必需物資等の避難所統括部（健康福祉部）への要請及び受入れ
- (サ) 要援護者への対応措置の再確認及び他施設等への移動の要否の検討

イ 約4日目から約2週間の運営上の留意点

- (ア) 避難者数の把握と避難者名簿の点検及び報告
- (イ) 安否確認等への対応
- (ウ) 市の応急対策状況、医療及び生活関連情報等の提供

ウ 約2週間後以降

- (ア) 避難者数の把握と避難者名簿の点検及び報告
- (イ) 施設内でのプライバシーの保護策についての検討
- (ウ) 避難者の健康管理及び栄養指導についての協議

第3節 水防活動期の活動【建設部】

大雨により、河川水位が上昇し、市内に雨水が滞留しはじめる段階にあつて、水防本部は、国及び県の関係機関の活動とよく連携を保ち、以下のような水防活動を行つて、本市域における水害防止への総合的な効果を発揮を図る。

1 監視警戒

市内主要河川の水位等を県河川監視テレメータシステム及び遠隔監視システムによつて、モニターするほか、河川班、下水道班、道路班、及び消防署が、それぞれ巡視調査班を派出し、中小河川、道路、所管施設等の状況を巡視する。

2 河川水位の上昇、越水を防ぐ活動

河川の越水を防ぐとともに、雨水の河川への排水能力を確保する。

(1) 放水路の開閉

綾瀬川の増水の中川に放出する綾瀬川放水路及び八潮排水機場の稼動について、江戸川河川事務所と緊密な連絡を保つ。また、一之橋放水路を開閉して伝右川の増水を綾瀬川に放出する。

(2) 排水機場の運転

ア 県管理の排水機場は、当該排水機場を管理する、越谷県土整備事務所又は埼玉県総合治水事務所の指示により運転する。

イ 市管理の排水施設等を稼動させる。

(3) 河川の堤防の低所、弱所の補強、嵩上げ

河川事務所の水防警報による指示により、綾瀬川等の河川警戒区域の巡回活動を行い、必要に応じて、土のう積み等による補強処置を行う。

3 雨水の滞留を防ぐ活動

雨水排水能力の弱い箇所、あるいは低地域等での雨水の滞留を防ぐ。

(1) 浸水地域の排水

浸水のおそれのある地域に、あらかじめ排水ポンプや土のうを準備し、必要に応じて、これを用いて溢水の流入を阻止し、あるいは滞留した水を河川等に放出する。

(2) 雨水路の機能維持

道路側溝や雨水ますの支障となるゴミや障害物を除去し、清掃する。

4 浸水による二次被害を防止・局限する活動

(1) 冠水道路の通行制限

道路パトロールを行い、冠水等により車両等の通行に支障がある場所について、通行を制限する。

(2) 下水道の機能維持

マンホールポンプの運転状況を監視し、異常箇所の補修あるいは遮断を行う。

【資料】

震10-3 災害発生時における応急対策業務に関する協定書（草加市建設業振興会）

震10-4 災害発生時における応急対策業務に関する協定書（草加市造園業協力会）

震10-5 災害発生時における応急対策業務に関する協定書（草加環境事業協同組合）

第4節 内水氾濫対応期の活動

大雨により、河川水位が「はん濫注意水位」を越え、市内に内水氾濫による被害が発生する場合、市は災対本部を設置し、被災地域住民の避難を支援する。

第1 重要事項の決定

第2 災害対策本部の設置及び運営

第3 住民避難

第4 被害の報告

第5 交通対策

第6 広報広聴活動

第1 重要事項の決定【危機管理担当】

市長等は、内水氾濫による被害が発生又は予想される場合は、災対本部体制が機能する以前の段階において、次の事項について速やかに意思決定を行う。

1 職務の代行

市長に事故があった場合又は市長が欠けた場合の、市長代行者の継承順位は次のとおりとし、以下、草加市部設置条例に掲げる順によりその職務を代行する。

また、各部局長、課長等の代行は、各部局においてあらかじめ指名した者をもって充てることとする。

- 第1順位 副市長
- 第2順位 教育長
- 第3順位 市長室長

2 重要事項の意志決定

勤務時間内に災害が発生した場合は、市長、副市長、部局長等は、3項に記載する項目について協議し、必要な意思決定を行う。

ただし、迅速を要する時、あるいは勤務時間外においては、在庁又は連絡可能な最上級者が暫定的に意思決定できる。

3 意志決定事項

- (1) 市域の降雨量及び河川水位の現状及び予想の確認と配備体制の指定
- (2) 災害対策本部の設置の要否
- (3) 周辺域を含む災害情報及び被害情報の分析と、それに伴う対策活動の基本方針
- (4) 避難勧告又は指示
- (5) 広域応援要請
- (6) 自衛隊災害派遣要請
- (7) 災害救助法の適用
- (8) その他、次の重要事項
 - ① 災害対策に関する経費
 - ② その他、必要事項

第2 災害対策本部の設置及び運営【危機管理担当】

人的被害の防止と軽減を最優先として、迅速に災害情報等の収集を行い、状況に応じた的確な応急対策活動を実施するため、基準に従い速やかに災害対策本部を設置し、被災状況や職員の参集状況に応じた緊急活動の体制を整える。

1 災害対策本部の設置

(1) 本部の設置場所

災対本部は、市役所本庁舎西棟5階の会議室に設置する。

(2) 庁舎浸水時の本部設置場所

本庁舎周辺が床上浸水等により、災対本部が設置できない場合は、市内の公共施設等の適宜の施設に災対本部を設置するとともに、全職員に明示して周知する。

(3) 本部表示の掲示

災対本部を設置した場合は、本部室前に「草加市災害対策本部」の表示を掲示する。

(4) 本部設置の報告

災対本部を設置した場合は、埼玉県に地域衛星通信ネットワーク、県防災行政無線及び一般加入電話等を使用して報告する。また、県に連絡できない場合は、消防庁経由で連絡する。

なお、これらの通信手段による連絡が不可能な場合は、県災害対策本部春日部支部（県東部地域振興センター）へ連絡員として職員を派遣する。

(5) 報告内容

報告する内容は、災対本部の設置に加え、それまでに収集した人命にかかわる被害状況等の概数及び市庁舎及び周辺の被害状況等を優先し、把握できた範囲の情報を、第2章第2節第4「被害の報告」に示す発生速報（市としての第1報である場合）、又は経過速報により速やかに報告する。

(6) 関係機関等への通知

災対本部を設置した場合は、マスコミ及び関係機関に通知する。

(7) 災害対策本部の廃止

市長は、災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止する。

廃止の報告及び通知は、本部設置の報告及び通知に準じて行うものとする。

2 災害対策本部の運営

災対本部の組織、運営の方法については、草加市における平常時の事務及び業務を基準とし、災害に即応できるよう定める。

また、防災活動の基本方針を協議決定するため、本部会議を災対本部の下に設置し、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

(1) 本部室

本部室は、本部長、副本部長、本部員、副本部員、作業室長等をもって構成され、本部の活動方針の決定及び対策部の業務の進行管理・調整等を所掌する。

(2) 対策部

災対本部に、表2-1-3に示す対策部を置き、その所掌は同表に示すとおりとする。また、各対策部における組織及び対応計画は活動マニュアルによる。

3 災害対策本部会議の開催等

(1) 本部会議

ア 構成

本部長、副本部長、及び本部員をもって構成する。ただし、本部長が必要と認めるときは、本部長、副本部長及び関係本部員により開催する。

イ 開催場所

災害対策本部が本庁舎西棟5階に設置された場合は、同会議室で開催する。

ウ 会議の庶務

本部会議の庶務は、市長室が担当する。

(2) 本部連絡調整会議

本部会議の下、災害対策に関して各部局間における災害対策の連絡調整を図るため、副本部員（各部局の副部長相当職）からなる、本部連絡調整会議を開催する。

本部連絡調整会議は、各部が把握した情報を基に、それぞれの活動方針案を立案し調整に当たる。

(3) 本部作業室

本部作業室は、市の業務の方向を調整することにより本部長を補佐する。

作業室長は、作業室の情報、作業、経理補給、広報、通信の各担当を指揮して、市を取り巻く状況及び対策部の実施、又は予定する業務等を把握し、必要に応じて副本部員を統括して、対策部と調整する。

4 動員体制の確保

総務部長は、初動体制における各対策部の職員参集状況を確認し、緊急対応を必要とする対策部へ職員の重点配置を行う。また、各対策部長は、災害対策活動を実施するに当たり職員が不足し、ほかの対策部から応援を受けようとするときは、総務部長に対し次の要領で要請を行う。

(1) 各対策部長は、その所掌事務を処理するに必要な職員が不足し、自部局内の職員を動員してもなお不足するときは、総務部長に応援を要請する。

(2) 総務部長は、前記の応援要請を受けた場合、当市の職員をもって不足すると判断したときは、県に対し県又は他市の職員の派遣を要請する。

5 来庁者への対応

災害対策本部へ直接来庁してくる被災者等は、適宜最寄りの避難所等へ誘導する。

また、苦情、相談等に対する窓口を一本化し、市長室（いきいき市民相談担当）及び市民生活部で対応する。

6 報道機関への対応

市長室（広報担当）は、本庁舎西棟の会議室にプレスセンターを設置し、報道機関の取材等に対応する。

なお、報道機関への災害情報等の提供は、時間を定めて行う。

第3 住民避難【危機管理担当】

大雨による浸水によってもたらされる生命身体の危険を避け、あるいは暫定的に居住の場を得るために住民避難を行う。その際、危険を住民が自ら感知すれば自主的に避難し、市が感知すれば避難準備情報、避難勧告、避難指示により、住民の速やかな避難を勧告、又は指示する。

1 自主避難

自主避難において、避難先として、親類・知人宅や民間宿泊施設などの私的な場所を選ぶか、市の指定避難所を選ぶかは自由である。

指定避難所を、開設に先立って使用したい場合は、あらかじめ市と調整するものとする。

災害時要援護者を自主的に避難させる場合、あるいは一般避難者が指定避難所以外の場所に自主的な避難を行う場合の車の使用は、交通規制等、別の指示のない限り、可能である。ただし、指定避難所に駐車することはできない。また、路上駐車はできない。

2 避難勧告等の発令

本部長、又は(4)に示す権限を有する者は、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、避難を要する危険地域の住民に対し、避難準備情報、避難の勧告を発令する。また、事態が切迫し急を要するときは避難の指示を発令するものとする。

(1) 避難勧告等の考え方

避難準備情報、避難勧告、避難指示の3類型を次のとおりとする。

種別	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報	・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始すべき段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は計画された避難場所等への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等へ避難行動開始
避難指示	・前兆現象の発生や、現在の切	・避難勧告等の発令後で避難中の

	<p>迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	<p>住民は、直ちに避難行動を完了</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、自宅の2階あるいは近隣の安全な建物へ避難するなど、状況に応じて命を守る行動
--	---	--

(2) 避難勧告等の発令の目安

避難準備情報、避難勧告及び避難指示（以下、「避難勧告等」という。）を発令する場合は、気象台からの注意報・警報、民間気象会社の気象情報及び国・県からの河川情報などの情報から判断するものとし、その目安は次のとおりとする。

種別	発令の目安	
	内水氾濫等	外水氾濫等
避難準備情報	<p>(1) 大雨洪水警報等が発せられ、避難の準備を要すると判断されたとき</p> <p>(2) 谷古宇水位が上昇してはん濫注意水位3.0mに達する可能性があり、又は市域及び近隣の地区で小規模な浸水や道路冠水が発生し、被害が拡大するおそれがあるとき</p> <p>(3) その他、諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき</p>	<p>(1) 氾濫対象河川が氾濫し、おおむね12時間先に市域に達する可能性があるとき</p> <p>(2) その他、諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき</p>
避難勧告	<p>(1) 大雨洪水警報、又は記録的短時間大雨情報等が発せられ、避難を要すると判断されたとき</p> <p>(2) 谷古宇水位又は一の橋水位が上昇して避難判断水位（谷古宇：3.7m、一の橋：4.30m）に達する可能性があり、又は市域及び近隣の地区で小規模な浸水や道路冠水が発生し、被害が拡大する恐れがあるとき</p> <p>(3) 河川に排水する排水ポンプが運転停止することが見込まれるとき</p> <p>(4) その他、人命保護上、避難勧告を要すると認められるとき</p>	<p>(1) 氾濫河川の氾濫水がおおむね6時間先に市域に達するおそれがあるとき</p> <p>(2) その他、人命保護上、避難勧告を要すると認められるとき</p>

避難指示	(1) 市域及び近隣の地区で床上浸水が発生し、被害が拡大しているとき (2) 河川に排水する排水ポンプが運転停止したとき (3) その他、人命保護上、避難指示を要すると認められるとき	(1) 氾濫河川の氾濫水がおおむね3時間先に市域に達するおそれがあるとき (2) 市近傍の河川の堤防の決壊等により氾濫したとき (3) その他、緊急に避難する必要があると認められるとき
------	---	--

(3) 要避難対象地域及び立ち退き先の選定

ア 内水氾濫における要避難対象地域及び立ち退き先

(ア) 要避難対象地域

一般に避難を要すると考えられる地域は、床上浸水以上の浸水が予測される地域であり、降雨量、その他の気象状況及び河川水位等を勘案して判断する。

(イ) 立ち退き先

a 十分な時間的余裕をもって避難する場合は、乾地又は床下浸水が予測される地域の指定避難所を中心に指定する。

b 徒歩により避難する場合は、極力1km以内、又は15分程度で到達できる距離の指定避難所を指定する。

c また、既に氾濫水の浸水位が上昇して、避難行動が危険とみなされる場合は、自宅あるいは近所の建物の2階部以上に避難することを勧める。

(ウ) 災害時要援護者用の環境が、一般の避難所では整えられない等の状況であって、時間的余裕をもって避難できる場合は、利用可能な総合福祉施設や一般宿泊施設等を災害時要援護者用の避難所として指定する。

イ 外水氾濫における要避難対象地域及び立ち退き先

外水氾濫時における立ち退き先等の選定については、次を参考に実際の状況に合わせて判断する。

洪水の態様	要避難対象地域	立ち退き先	対象河川
浸水想定区域図において、市のほぼ全域が浸水	浸水想定区域図において、床上浸水	・市内全域の避難所 呼び掛ける地区ごとに最寄りの避難所（ただし、小中学校を優先）を推奨	利根川 荒川（上下同時） 中川・綾瀬川（国管理） 中川・綾瀬川・元荒川（県管理）
浸水想定区域図において、市の概ね半分以下が浸水	以上	・乾地における避難所 ・時間的、距離的に制約がある場合は、手近な避難所も利用可能	荒川上流 荒川下流 江戸川 芝川・新芝川

(4) 避難の勧告等の発令権者及び内容

避難のための立ち退きの勧告、指示及び立ち退き先の指示は、次の者が行うものとする。

発令権者	要件	根拠法令
市長、市長が事務を行うことができない場合は県知事	人の生命、身体を災害から保護し、その他、災害の拡大防止に特に必要と認めるとき	災害対策基本法第60条
消防吏員	消防長又は消防署長が、火災の拡大又はガスの拡散等が迅速で、人命の危険が著しく切迫していると認めるとき市長が避難の指示ができないと認められ、かつ指示が急を要するとき	消防法第23条の2
知事、その命を受けた職員、水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
警察官	市長から要求があったとき（必要と認める地域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示する。）	災害対策基本法第61条
	（警告、命令）人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれがある場合で特に急を要するとき（その場の危害を避けるため、避難等の危害防止の措置を採る。）	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊の自衛官	（警告、命令）人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれがある場合で特に急を要し、かつ警察官がその場にはいないとき	自衛隊法第94条

(5) 市民への周知

市長は、自ら避難勧告等を行った場合、又は他機関からその旨の通知を受けた場合は、次により、速やかにその内容を市民に公表し周知する。必要に応じて隣接市区へも併せて連絡を行う。

ア 市による伝達

対象地域住民に対し、市防災行政用無線（同報系）、広報車、口頭等により避難勧告等を伝達する。消防部は、消防団員、消防車両、口頭等により伝達するとともに、自主防災組織等の協力を得て組織的な伝達に努める。市長室広報担当はインターネットのホームページ等に避難勧告等を掲載する。

イ 放送機関による伝達

市長室広報担当は、各放送機関に対し、災害対策基本法第57条に基づき、避難勧告・指示の内容の放送を要請する。

(6) 避難勧告等の内容

避難勧告等は、次の内容を明示して行う。

- ア 要避難対象地域
- イ 立ち退き先及び避難経路（通行止め箇所等）
- ウ 避難理由
- エ 避難時の留意事項

○ 避難時の伝達文の例

【避難準備情報】

こちらは、防災草加です。ただ今、○時○分に○○地区に対して避難準備情報を発令しました。お年寄りや体の不自由な方など、避難に時間が掛かる方は、直ちにお近くの避難所（又は○○公民館）へ避難を開始してください。その他の方も避難の準備を始めてください。

昨夜からの大雨により、○○時間後には○○川の水位が「危険な水位」に達するおそれがあります。できるだけ近所の方にも声を掛け、一緒に避難してください。

【避難勧告】

こちらは、防災草加です。ただ今、○時○分に○○地区に対して避難勧告を発令しました。直ちにお近くの避難所（又は○○小学校）へ避難を開始してください。なお、浸水により、○○道（○○方面）は通行できません。

昨夜からの大雨により、○○時間後には○○川の水位がはん濫危険水位に達するおそれがあり、家屋が浸水する危険があります。（○○川の氾濫水が、○時間後に草加に到達する危険があります。）できるだけ近所の方にも声を掛け、一緒に避難してください。

【避難指示】

こちらは草加市長の○○です。ただ今、○時○分に○○地区に対して避難指示を出しました。○○川が危険水位を突破して（○○川の氾濫水が、間もなく草加に達するため）大変危険な状況です。避難中の方は直ちにお近くの避難所（又は○○小学校）へ避難を完了してください。十分な時間が無い方は2階又は近くの高い建物の上層階に避難してください。なお、浸水により、○○道（○○方面）は通行できません。

(7) 避難勧告等の関係機関等への伝達

市長及び警察署長は相互に通報を実施する。派遣自衛官は市長に通報する。市長は県知事に通報する。

(8) 解除

災害により危険が無くなったと判断されるときには、避難の勧告・指示を解

除する。市民への周知及び関係機関への通報は前（5）、（7）と同様に行うものとする。

3 警戒区域の設定

災害が発生しているとき、人の生命、又は身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限、若しくは禁止し、又は退去を命ずる。

(1) 設定権者及び内容

設定権者	要件	根拠法令
市長	人の生命、又は身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき	災害対策基本法第63条
警察官	上記の場合において、市長又はその委任を受けた職員が現場にいないとき 市長又はその委任を受けた職員から要求があったとき	
災害派遣を命じられた部隊の自衛官	上記の場合において、市長又はその委任を受けた職員が現場にいないとき	

(2) 警戒区域を設定した場合の伝達・報告及び市民への周知
前2項の避難勧告等の発令時の例に同じ。

4 避難誘導

市職員、消防職員、消防団員、警察官等は相互に協力し、次の事項等に留意して避難者を避難所又は避難場所へ誘導し安全に移送する。

(1) 避難者の準備

- ア 避難に際しては、必ず火気、危険物等の始末を完全に行い、電気ブレーカーを落とすこと。
- イ 工場等の事業所においては、浸水、破損等による油脂類の流出防止、発火危険のある薬品、電気及びガス設備等の保安措置を講ずること。
- ウ 3食程度の食料、水、タオル、ティッシュペーパー、最小限の下着類、懐中電灯、携帯ラジオ等を携行すること。
- エ 雨具のほか、必要に応じて防寒具等を携行すること。
- オ できれば氏名票（住所、氏名、年齢、血液型、連絡先等を記入した防水性の物）を身に付けて避難すること。
- カ 原則として、避難は徒歩によること。（高年者等の災害時要援護者を除く。）
- キ 安全に避難地に移動することを第一とし、前記のほかは過重な物品等を携行しないこと。
- ク 避難のための十分な時間を確保できない場合や浸水深等により、指定避難所

等に避難することが適当でないと判断する場合は、自宅の2階への避難や近隣の安全な建物等への避難など状況に応じた避難を行うこと。

(2) 避難の順位

避難は、緊急性の高い地域から開始するものとし、通常の場合は、次順位による。

- ア 傷病者、高年者、幼児・児童、障がい者、妊産婦、及び必要な介助者
- イ 一般市民
- ウ 防災従事者

(3) 避難誘導の方法

- ア 最も安全と考えられる避難経路を選定し、あらかじめ指示する。
- イ 避難経路中に危険箇所がある場合は、あらかじめ伝達する。
- ウ 危険箇所には誘導員を配置し、避難中の二次災害を防止する。
- エ 夜間においては、照明器具携行の誘導員を配置し、可能な限り投光器等の照明器具を配置する。
- オ 状況に応じて、誘導ロープ等により安全を確保する。
- カ 出発と到着時及び随時人員点検を行い、事故防止の注意を徹底する。
- キ 消防職員、消防団員、警察官等により現場警戒区域を設定し、危険防止その他、必要な警戒を行う。
- ク 自力避難が不可能な避難者及び避難所が遠方となる場合等については、車両による輸送を行う。また、状況により県へ応援を要請する。

(4) 災害時要援護者の避難

災害時要援護者については、介助者の不在、補装具の破損、避難所までの案内不足（特に知的・視覚・聴覚障がい者）等により、避難所への移動に支障を来すことが予測されるため、市は、事前に作成した災害時要援護者台帳及び避難支援プランを元に、地域住民及び自主防災組織等の協力の下に、災害時要援護者の発見と誘導に努める。

5 避難所の開設及び運営

(1) 避難所の開設

避難準備情報、避難勧告又は指示を行った場合、又は別に指示された場合、指定避難所の開設担当者（施設管理者及び指定された職員等）は避難所を開設する。

避難所開設の手順は「第2章第2節第4 避難所の設置」によるほか、別に定めた「避難所設営ガイドライン」に従い実施する。

(2) 避難所の運営

避難所の運営は、「第2章第2節第4 避難所の設置」による。

【資料】

- 震 1 3 - 9 避難所設営ガイドライン
- 震 3 - 1 草加市避難者カード
- 震 3 - 2 草加市避難者名簿（市内居住者 集計表）
- 震 3 - 3 草加市避難者名簿（市外居住者 集計表）

第4 被害の報告【危機管理担当】

市域に被害が発生した場合、危機管理担当は県に速やかに被害情報を報告する。報告は被害速報の発生速報及び経過速報による。なお、県に報告ができない場合は、消防庁を通じ、内閣総理大臣に報告する。

1 報告すべき災害

- (1) 本市域において、大雨等により人的（死者及び負傷者）、物的（家屋の全壊、半壊、一部損壊及び浸水）被害及び崖崩れのいずれかが発生するに及んだ災害以上のもの
- (2) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (3) 市災害対策本部を設置したもの
- (4) 災害による被害に対して国の特別な財政援助を要するもの
- (5) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後、前(1)～(4)の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
- (6) その他、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

2 報告の種別

(1) 発生速報

県防災情報システムにより、被害発生直後に、判明した必要事項を入力する。防災情報システムが使用できない場合は、埼玉県様式第1号の発生速報により、防災無線FAX等で報告する。

(2) 経過速報

県防災情報システムにより、特に指示された場合のほか2時間ごとに逐次必要事項を入力する。防災情報システムが使用できない場合は、埼玉県様式第2号の経過速報により、防災無線FAX等で報告する。

(3) 確定報告

埼玉県様式第3号の被害状況調べにより、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。

(4) 報告先

ア 県への報告先

県消防防災課とする。 電話 048-830-3171（直通）
時間外においては、県消防防災課防災行政無線室とする。
防災行政無線 6-3166

イ 消防庁への連絡先

回線		区分	平日(9:30~18:30) (消防庁応急対策室)	左記以外 (消防庁宿直室)
		NTT回線	電話	03-5253-7527
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553	
消防防災無線	電話	7527	7782	
	FAX	7537	7789	
地域衛星通信	電話	TN-048-500-7527	TN-048-500-7778	
ネットワーク	FAX	TN-048-500-7537	TN-048-500-7789	

【参照・資料】

- ・ 埼玉県地域防災計画 風水害対策編 (H19.3) P117
第2章・第6節・第3 災害情報計画
- ・ 様式一埼玉県地域防災計画 資料編 (H19.3) P234~P241
防応6-1 被害情報の報告様式 (発生速報・経過速報・被害状況調 (確定))
防応6-2 確定報告の記入要領

第5 交通対策【危機管理担当】

道路管理者（市長）は発災に際して、必要に応じ、応急対策活動や避難路の確保等のため、警察署との連携の下に、歩行者又は車両等の通行を規制し、適切な処置をとるものとする。

通行禁止等の種類等

実施者	適用条件	根拠法
道路管理者 (国土交通大臣、知事、市長)	1 道路の破損、欠壊、その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
県公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。(緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。)	災害対策基本法第76条第1項
	道路における危険を防止し、その他、交通の安全と円滑を図り、又は交通公害、その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき。(道路標識等を設置して、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限する。)	道路交通法第4条第1項
警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの。(歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は規制する。)	同法第5条第1項
警察官	1 道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合において、当該道路における交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるとき。(現場における混雑を緩和するため、進行してくる車両等の通行を禁止し、又は制限する。) 2 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合(当該道路における危険を防止するため一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限する。)	同法第6条第2項、第4項

1 情報の連絡

市は、被災地の実情及び道路、交通の状況に関する情報を警察及び他の道路管理者（国、県）と相互に連絡をとる。交通対策が必要な場合は、事前に道路交通の禁止又は制限の対象、区間及び理由を相互に通知するものとする。

2 道路法に基づく道路管理者の行う交通対策

道路の破損、欠壊、道路冠水等の事由により交通が危険であると認められた場合は、直ちに通行止め等の必要な措置を講じ、草加警察署等関係機関に連絡するものとする。

3 災害対策基本法に基づく交通規制

県公安委員会が緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）を行う場合、所要の協力を行うものとする。

4 迂回路の選定

道路の通行禁止等を行った場合は、草加警察署と連絡協議の上、必要に応じて迂回路の設定を行い、交通の混乱を未然に防止する。

5 道路標識の設置

交通対策の措置を講じた場合は、禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を記載した標識を設置する。ただし、緊急を要する場合で、標識を設置することが困難なときは、必要に応じて、現地において関係職員等が対応する

6 広報

交通対策の措置を講じた場合は、表示板の掲示又は報道機関を通じ、一般通行者に対して、広報することにより、交通にできる限り支障の無いように努めるとともに、交通緩和や安全に向けた協力を求めるものとする。

7 通行禁止等における義務及び措置命令

(1) 車両の運転者の義務等

ア 道路の通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は速やかに車両を、禁止区間の場合は区間外の場所へ、又禁止区域の場合は道路外の場所へ移動する。

それが困難な場合は、出来る限り道路の左端に沿って駐車する等、緊急車両通行の妨害とならない方法により駐車する。ただし、警察官等の指示を受けたときは、その指示に従う。

イ 車両を置いて避難するときは、次の例による。

- ・ エンジンを切り、エンジンキーは付けたままにする。
- ・ ドアはロックをしない。
- ・ 貴重品は車内に残さない。

(2) 警察官、消防吏員及び自衛官による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両、その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となると認めるときは、所有者等に対して必要な措置を命ずる。

消防吏員又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場に居ない場合に限り、消防用緊急車両又は自衛隊用緊急通行車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

8 交通誘導の実施等、応援対策業務に係る警備業者の運用

災害時の交通対策を円滑に行うため、警備業者との緊密な連携により、交通誘導業務の適正かつ効果的な運用を図るものとする。

第6 広報広聴活動 【広報担当、関係部】

災害時の広報は、人命の安全、人心の安定及び社会秩序の維持を図るため非常に重要であり、災害発生後速やかに、被害の状況、避難の要否、応急措置の実施方法及び行政の対応内容等について、市民への周知に努める。また、二次災害による被害の発生を防止するため、予想される災害に関する情報、被害防止に必要な措置等についても周知するよう努める。

1 広報手段と内容

(1) 広報手段

- ① 防災行政用無線（同報系）
- ② 広報車
- ③ 報道機関への情報提供
- ④ ホームページ
- ⑤ 避難所への情報伝達
- ⑥ 自主防災組織等への情報提供

(2) 広報内容

ア 緊急に伝達するもの

避難勧告等の伝達は、防災行政用無線及び広報車等により直接市民に広報する。また、必要により消防車両を活用する。

イ 一斉に伝達するもの

災害情報、避難所開設及び医療救護所情報、安否情報等は、防災行政用無線及び市のホームページ等により周知するとともに、報道機関の活用を図る。

ウ 時間の経過及び地域に応じて伝達するもの

避難所及び生活関連情報、ライフラインの復旧状況等は市のホームページ、報道機関等のほか、自主防災組織及び町会、自治会等を通じたビラの配布、公共施設等への張り紙等の印刷物の利用を図る。

2 災害時要援護者への広報

(1) 障がい者等

被災した聴覚障がい者に対する情報伝達は、文字情報（FAX、印刷物等）により行う。視覚障がい者に対する情報伝達は、防災行政用無線のほか、テレビ、ラジオにより行う。また、各障がい者支援団体やボランティア団体と連携し、これら団体への情報提供により、広報への協力を求める。

(2) 日本語を十分に理解できない人々（外国籍市民を含む。）

被災した日本語を十分に理解できない人々への情報伝達は、広報内容をやさしい日本語及び多国語で表現し、避難所、駅、公共施設等を通じて行う。また、外国語の翻訳や多国語による掲示については、翻訳及び通訳ボランティアとの協働の下に行う。

なお、語学ボランティアの対象者は、「災害時における窓口通訳者活動マニュアル」に基づき、登録されている者を中心とする。

3 報道機関との連携

災害時の広報活動は、各報道機関との連携を図り、迅速で広域的な広報の実施に努める。

(1) 記者発表

災害に関する各対策部等からの情報は市長室において取りまとめ、災害対策本部による調整の後、適宜各報道機関に発表する。

(2) 放送要請

広域的な広報が必要な場合及び放送が緊急を要するものである場合は、県（災害対策本部報道部）に対して要請を依頼する。ただし、県との連絡が不可能な場合は直接報道機関に要請する。

要請は、次の事項を明確にして行う。

- ① 放送要請の理由
- ② 放送事項
- ③ 希望する放送日時・送信系統
- ④ その他、必要な事項

(3) プレスセンター

災害対策本部設置時は、市役所内に災害プレスセンターを設置し、報道機関への情報提供を統括的に行う。

報道機関からの災害対策本部に関する取材は、原則的にプレスセンターで対応し、各対策部への取材は、各部での対応を原則とするが、取材内容や提供した情報について、速やかに総合政策部へ報告する。

4 相談等への対応

(1) 問い合わせ苦情等の対応

ア 窓口の一本化

非常体制下における市民からの問い合わせ等に対しては、原則として市長室いきいき市民相談担当で対応する。

イ 活動体制

対応は、問い合わせ等の種類（照会、通報、要請、苦情等）に応じて対処する。

ウ 情報の共有

重要かつ緊急性の高い内容については、各対策部に報告する。

エ 安否情報の対応

安否情報の確認については、各避難所等からの情報を整理し、確認するとともに、災害用伝言ダイヤルの活用や、市のホームページからの情報確認を紹介する等により、可能な限りの対応をする。（なお、消防庁が作成中の安否情報システムが稼働した場合は、親族知人等からの安否照会に効率的に対応する。）

【資料】

- 震4-1 災害時における放送要請に関する協定（県・NHKさいたま放送局）
- 震4-2 災害時における放送要請に関する協定（県・テレビ埼玉）
- 震4-3 災害時における放送要請に関する協定（県・エフエムナックファイブ）
- 震4-4 災害時における放送要請に関する協定実施要領

第5節 外水氾濫対応期の活動

利根川、荒川を含む大河川における洪水は、発生した場合、多数の市町村を巻き込み、長期間滞留する場合もある。

ここでは、内水氾濫対応期における対策に加えて、広域避難、救助、医療救護、自衛隊災害派遣要請、並びに広域応援要請・受入れについて記載する。

なお、現在、中央防災会議の大規模水害対策に関する専門調査会が平成18年6月に設置されており、今後、国、都道府県の体制が固まれば、それに合う体制を新たに構築することとなる。よって、以下述べることは、それまでの暫定的な計画である。

《 外水氾濫対応にかかわる事項 》

第1 広域避難

第2 救助

第3 医療・救護

第4 自衛隊災害派遣要請

第5 広域応援要請・受入れ

第1 広域避難【危機管理担当】

外水氾濫に伴う住民の避難に関しては、

- ①自主的な乾地等、あるいは市外への避難
- ②市の指定避難所への避難
- ③近隣市区町の避難所等への避難
- ④自宅の上階、又は近隣の高い建物への緊急避難
- ⑤自動車専用道、高架鉄道などの高所への緊急避難
- ⑥避難は不要

をオプションとして持つ。このうち、3番目の近隣市区町の避難所等への避難及び誘導を広域避難と呼ぶ。

本市を含む近隣市区町は、避難所の相互利用についての協定を結んでいるが、中川低地に属する諸市区町の浸水範囲が広く、乾地が少ないため、それぞれの洪水に対して近隣市区町の避難者に対する避難所の指定はされていない。

1 広域避難を行う条件

本市にかかわる主要河川は、それぞれ浸水想定区域図に基づく被害想定範囲以下であれば、第4節第3「住民避難」により、おおむね市の指定避難所で対応できる。しかし、降雨量が想定をはるかに越えた洪水が発生するなどの場合は、近隣市区町等への広域避難を検討する。

2 手順

広域避難に関し、一般に考えられる手順は次のとおりである。

(1) 洪水予報等の取得等

河川管理者等から洪水予報等（可能ならば氾濫シミュレーションによる、本市の浸水予想を含む。）を得て、浸水被害を予測する。

(2) 情報の伝達

入手した情報は時間的な余裕を勘案しつつ必要な整理を施し、市民に対する情報提供に努める。洪水の到達までに十分な時間がある場合には、自主避難を妨げない。

(3) 避難所避難者数の見積り

ア 洪水予報等、並びに洪水通過市町等からの情報を勘案して、浸水被害の予測を見直すとともに、町会等と連絡して得た避難所避難の希望人数等を参考として、市の避難者数及び避難所避難者数を概略見積もる。

イ 避難所避難者が市の避難所の収容能力を超えることが予想される場合、あるいは災害時要援護者等の避難に必要と判断される場合は、避難者の一部に対する広域避難を計画する。

(4) 近隣市区町の避難所の借用に関する調整

ア 洪水の影響が少ないと思われる近隣市区町に、避難所の借用について、調整する。

イ 借用を予定する避難所までの交通手段、食料及び飲料水又は寝具等の確保等の必要事項について検討する。

(5) 県、国等への応援要請

次の場合は、県及び国に応援を要請する。

ア 近隣市区町と合意に至らない場合、より遠方の市区町村の避難所のあっせん

イ 合意あるいはあっせんにより指定された避難所への交通手段が不足する場合の支援

ウ 合意あるいはあっせんにより指定された避難所において食料及び飲料水又は寝具等の調達に不足が生じた場合の支援

(6) 避難の実施

ア 市は、町会等と協力して、広域避難対象者に対する避難計画の周知を図る。

イ 避難者の集合は、町会ごとに近傍の指定避難所とする。ただし、水深が深いなどで集合に困難な場合は、それに代わる場所を選択する。

ウ 輸送は確保した交通手段により実施するが、あらかじめ、避難者に対する輸送順序を定めるか、避難者の優先区分を示して現場で調整するかして、家族単位で輸送するものとする。

エ 避難所は極力町会単位で指定する。

オ 避難所ごとに、市職員数名を同行させる。

第2 救助【消防本部】

近年の大規模水害において、避難できなかった人、実際に救助された人がそれぞれ約1割ほど生じている。ここでは、風水害時の救助についての計画を示す。

1 救助情報の収集

要救出者を発見した者は、災害対策本部、消防部又は警察署等へ通報する。
消防部は、自主防災会及び警察署等から通報された情報を収集し管理する。

2 救助チームの編成、指揮

消防部は、救助情報に基づいて、救助チームを編成して出動するとともに、警察、自衛隊と連携して救助活動の指揮に当たり、効率的に救助活動を行う。

□ 救助・救急活動の原則

- (1) 救助活動は、傷病者の救出・救護活動を最優先とし、各部隊が相互に連携し効率的な組織活動を行う。
- (2) 救急活動は、救命措置を優先し、傷病者の迅速、安全な搬送を原則とする。
- (3) 現場の市、医療機関、警察、その他、関係者と連絡を密にし、傷病者の効率的な救護に当たる。
- (4) 同時に多数の救助・救急事象が併発している場合は、多数の人命を救助できる事象を優先に、効率的な救助・救急活動を行う。
- (5) 同時に小規模救助・救急事象が発生した場合は、人命の危険度の高い事象を優先に救助・救急活動を行う。

3 応援要請

消防部は、被害状況等に応じて警察署、他消防機関等の応援を要請する。また、建設業振興会等に建設用重機、救助用資機材等の供給を要請する。

4 災害救助法が適用された場合の費用等

市は、災害救助に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において、県に請求できる。

5 市民・自主防災会・事業所の救出・救護活動

市民・自主防災会・事業所は、市消防機関等との連絡を密にし、二次災害の発生に十分注意しながら地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。また、負傷者がいるときは、可能な限り協力して救助及び救護活動を実施し、活動内容等を消防部に報告する。

第3 医療・救護 【健康福祉部、市立病院】

風水害による医療機関の機能低下及び混乱により、医療及び助産の途を失った市民に応急的な医療を施し、助産処置を行い、被災地域の緊急医療体制を確保する。

1 医療需要の把握

被害情報等により、速やかに医療を必要とする市民の数、負傷状況等を把握する。
また、関係機関等の協力を得て、診療可能な医療機関を把握する。

《参照》 『第2章 第2節 第1 災害情報の収集及び伝達』

2 医療救護

医療救護活動は、市立病院をはじめとする各医療機関のほか、県、医師会、歯科医師会、薬剤師会、及び日本赤十字社等との密接な連携と協力の下に実施する。

また、高年者や乳幼児、障がい者及び外国籍市民等に対する医療救護活動は、市、防災関係機関及び福祉関係機関と地域住民等が連携、協力して実施する。

(1) 医療救護班の編制

災害時の医療活動を迅速に実施するため、市立病院部は、医師会、日本赤十字社及び保健所等の協力を得て、医療救護班を編制する。

また、災害規模及び負傷者の発生状況等に応じて、県及び自衛隊等の関係機関に応援を要請する。

(2) 医療機関の確保

傷病者の初期医療は、原則として市内の病院及び診療所等で行うが、一つの医療機関への過剰集中を避けるとともに、軽症者については避難所等に設置された応急救護所においても行うものとして、医療救護班を派遣する。

また、市内の医療機関の被災状況及び負傷者の発生状況により、市内の医療救護体制が限界となった場合は、県災害対策本部医療救急部に被災地以外の医療機関の手配を依頼する。

(3) トリアージの実施

災害時医療は、同時に多数の負傷者等が集中して発生するため、医療機関、医療救護班及び救急隊等はトリアージを実施する。

(4) 負傷者等の搬送

ア 救急隊による搬送

消防部の救急隊は、災害現場でのトリアージによる優先順位に従い、傷病者

を医療機関等に搬送するが、軽症者等については、必要に応じて自主防災組織等の協力による搬送を依頼する。

イ 医療救護班

医療救護班は、消防及び自衛隊等と連携を図りながら活動するものとし、重症の傷病者については、速やかに後方医療機関等への搬送を依頼する。

ウ 重症者の搬送

重症の傷病者については、県災害対策本部医療救急部等と連携し、災害拠点病院等の後方医療機関への収容を要請する。この場合、消防及び自衛隊等の救急車のほか、ヘリコプターの利用について早期に要請する。

(5) 医薬品等の確保

健康福祉部及び市立病院部は、各医療機関において備蓄している医薬品等が不足する場合は、医師会及び薬剤師会の協力を得て医薬品業者等から調達するとともに、県災害対策本部医療救急部に、調達等についての応援を要請する。

また、血液についても、県及び埼玉県赤十字血液センターに供給を要請する。

(6) 透析医療の確保

クラッシュシンドローム患者への対応及び人工透析治療の継続を要する患者の受入先を確保するため、本市と周辺市町の透析医療施設の被災状況及び受入可能状況を把握し、透析治療の継続可能な施設への優先的な給水を行うため、関係機関との調整を図る。

(7) 精神科医療の確保

市は、県と協力して被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等により病状が悪化し入院等が必要な精神障がい者が認められた場合は、精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

《参照》 『第1章 第2節 第5 災害時医療体制の整備』

『埼玉県地域防災計画 震災対策編 (H19.3) 第9節 第4 医療救護

1 初期医療体制・災害派遣医療チーム (埼玉DMA T) 』 P152

【資料】

震7-1 ～ 震7-4 災害時における各協定

((社) 草加八潮医師会・草加歯科医師会・草加市薬剤師会・ (社) 埼玉県接骨師会
草加八潮支部)

第4 自衛隊災害派遣要請

災害の態様及びその規模から自衛隊の応援が必要な場合は、直ちに自衛隊に災害派遣を要請する。

1 要請の手続

自衛隊の災害派遣を要請する場合は、県知事に対し次の事項を明記した文書（3部）により依頼する。ただし、緊急を要し、文書によることができない場合は、他の通信手段により依頼し、事後速やかに、文書を送付する。

また、県知事に連絡ができない場合は、当市の地域に係る災害の状況を陸上自衛隊第1師団第32普通科連隊へ直接通知することができる。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他、参考となるべき事項

《陸上自衛隊 第1師団第32普通科連隊》

○所在地 〒331-8550 さいたま市北区日進町1-40-7

○連絡先

- ・ 課業時間内：第3科 TEL（048）663-4241 内線436～9
- ・ 課業時間外：部隊当直司令 TEL（048）663-4241 内線402

《埼玉県庁 危機管理防災部危機管理課》

○連絡先

- ・ 時間内：TEL（048）830-3115
- ・ 時間外：TEL（048）830-3166

2 自衛隊への派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ないと認められるもので、ほかに実施する組織等が無い場合とし、おおむね次のとおりとする。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難者の誘導、輸送等による避難の援助

- (3) 遭難者等の捜索救助
行方不明者、傷者等の捜索救助（他の救援作業に優先して実施）
- (4) 水防活動
堤防護岸等の決壊に対する土のう作成、積込み及び運搬
- (5) 消防活動
利用可能な消防車、その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）による市消防機関への協力
- (6) 道路又は水路等交通路上の障害物の排除
施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去、街路、鉄道、線路上の転覆トラック等の排除、除雪等
- (7) 診察、防疫、病虫防除の支援
大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は県又は市町村が準備）
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師、その他、救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（ただし、航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）
- (9) 炊飯及び給水の支援
- (10) 救難物資の無償貸付け又は譲与
「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」による。
- (11) 交通規制の支援
自衛隊車両の交通が輻輳する地点における車両を対象とする。
- (12) 危険物の保安及び除去
能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
- (13) 予防措置
災害を未然に防止するため、緊急を要し、かつ、ほかに適当な手段が無い場合
- (14) その他
市長が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊のと協議し決定する。

3 災害派遣部隊の受入体制

- (1) 緊密な連絡協力
市、消防機関、県、警察署等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等が発生した際の相互協力、必要な現地資材等の使用協

定等に関して緊密に連絡協力するものとする。

(2) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

(3) 作業計画及び資材等の準備

市長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要とする十分な資料の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の理解を取り付けるよう配慮するものとする。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業の優先順位

ウ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

エ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(4) 自衛隊との連絡窓口一本化

市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置が採れるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。

(5) 派遣部隊の受入れ

市は、派遣された部隊に対し次の施設等を準備するものとする。

① 本部事務室、宿舎、材料置き場（野外の適当な広さ）

② 駐車場（車一台の基準 3 m × 8 m）

③ ヘリコプター発着場（2方向に障害物が無い広場）

《参照》 「第1章 第2節 第6 3 臨時ヘリポートの確保」

4 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおり。

(1) 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費

(2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

(3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等

(4) 派遣部隊の救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償

(5) その他、救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、協議するものとする。

第5 広域応援要請・受入れ

市長は、災害の規模及び被害情報等に基づき、現有の人員及び資機材のみでは、応急対策の実施等が困難であると判断したときは、関係法令及び相互応援に関する協定等に基づき、県、他市町村及び防災関係機関等に対し、速やかに応援要請を行う。

1 県への応援要請

(1) 要請の手続

県知事に対する応援又は応援のあっせん及び応急措置等の要請は、県災害対策本部に対し文書で行う。ただし、急を要し、文書によることができない場合は、口頭、電話等で要請し、事後速やかに文書を送付する。

(2) 要請の内容

要請は、極力、次の事項を明確にして行う。

- ① 災害の状況
- ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- ⑥ その他、必要な事項

2 他の市町村、各機関へ応援又は応援要請のあっせんを求める場合

要請は、次の事項を明確にして行う。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 応援を希望する物資、資材、機械器具等の品名及び数量
- ④ 応援を希望する区域及び活動内容
- ⑤ その他、必要事項

3 隣接市町・関係機関との応援要請

(1) 協定締結市町村

ア 応援を求める場合

応援市町に対し、必要事項を明らかにして電話等により要請する。

イ 知事の指示による応援協力

市長は、県知事から関係市町村の実施する応急措置について、応援すべきこ

との指示を受けた場合は、速やかに応援部隊を編成し派遣する。

(2) 防災関係機関

市内の電気、ガス、輸送、及び通信施設等の被災状況に応じ、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等に対し、必要な措置等の実施を要請する。

4 民間団体等への要請

(1) 協定締結団体等

協定等の内容に基づき 次の事項等の協力を求める内容を明確にして要請する。

- ① 食料、飲料水等の提供
- ② 衣料品及び生活必需品等の提供
- ③ 災害活動等に使用する燃料の供給
- ④ 救助、救援活動に必要な資機材等の提供
- ⑤ 施設及び設備等利用の提供
- ⑥ 情報等の提供
- ⑦ 上水道の復旧工事及び応急給水
- ⑧ 緊急道路啓開作業等の実施

(2) その他の協力団体等

災害の状況及び被災者の状況等に応じて、次の公共的団体等に対し協力を求める。

- ① 医師会、歯科医師会及び薬剤師会
- ② 草加市建設業振興会（協定締結済）
- ③ 草加市造園業協力会（協定締結済）
- ④ 草加市社会福祉協議会
- ⑤ 埼玉県トラック協会草加支部
- ⑥ 自治会、自主防災組織等
- ⑦ 市民ボランティア等

(3) 協力の内容等

- ① 負傷者等の応急処置、医療救護活動
- ② 道路、公共施設等の応急復旧作業
- ③ 応急仮設住宅等の建設
- ④ 要援護避難者等の避難及び避難所生活の支援
- ⑤ 応急対策活動に必要な車両の提供及び救援物資搬送等の協力
- ⑥ 救出、救助活動及び避難誘導
- ⑦ 炊き出し、救援物資等の配分等の協力
- ⑧ 避難所及び被災地域内の秩序維持活動

- ⑨ ボランティアのあっせん等
- ⑩ 生活必需品の調達活動
- ⑪ 異常現象、危険個所等を発見したときの通報
- ⑫ その他、市が行う災害応急対策業務への協力

5 応援の受入れ

応援の受入れは原則として応援業務を担当する対策部が受入窓口となって、総務部（宿泊・給養・空地管理の統括）又は関係対策部と調整して行う。

(1) 事前調整・準備事項

対策部は直接、又は県担当部を通して、主として次の事項について調整し、必要な準備を行う。なお、事前に調整できない事項については、応援部隊の到着後速やかに調整するものとする。

ア 応援側の予定

- (ア) 派遣期間（現地到着予定日時、現地撤収予定日時）
- (イ) 応援部隊規模（人数、車両等、責任者の氏名、連絡手段）
- (ウ) 実施業務
- (エ) 装備、資材（搬入品目、現地調達希望品目）
- (オ) 進出時の交通手段、交通路

イ 受入側の準備

- (ア) 受入窓口（責任者の氏名、連絡手段）
- (イ) 応援の内容（活動計画、範囲又は区域及び制約条件）
- (ウ) 受入側と応援側の指揮系統
- (エ) 受入側提供／貸与装備、資材
- (オ) 案内者又は連絡員
- (カ) 域内での交通手段、交通路
- (キ) 宿泊（宿泊施設、野外設営地、駐車場等）及び給食

(2) 現場での受入れ

現場で新たに生じた調整事項については担当対策部が臨機に判断する。
応援部隊は活動実施記録を作成して、担当対策部に提出する。

第6節 氾濫水滞留期の活動

氾濫水が滞留する間に、被災者の生活確保に必要な緊急活動を開始する。

第1 食料供給体制の確立

第2 生活必需品供給体制の確立

第3 給水体制の確立

第4 緊急輸送体制の確立

第5 遺体の搜索、処理及び埋・火葬

第6 災害救助法の適用

第7 動物愛護

第8 防犯対策

第1 食料供給体制の確立

災害によって、日常の食事に支障を生じた者及び応急対策活動に従事する者に対し、炊き出し、その他の方法により食料を確保する。

1 給食需要の把握 【 総務部、関係部 】

給食を支給するため、各部が所管する施設及び調査活動において、次の供給対象者の数を早期に把握する。

- (1) 避難所の収容者
- (2) ミルクを必要とする乳児
- (3) 住家が被害を受け、炊事のできない者
- (4) 通常の配給機関が機能を停止し、主食の配給が受けられない者
- (5) 旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者
- (6) 応急活動に従事する者
- (7) 上記人数のうち、アレルギー持病等により、食材あるいは調理法に制約を持つ者及びその禁止食品あるいは調理法

2 給食能力の把握 【 教育総務部 】

教育総務部は、市内の小、中学校等の給食能力を有する施設（給食施設、調理室等）の被害状況を把握する。

3 給食方針の決定 【 総務部 】

総務部は、1及び2による状況把握に基づき、給食方針を決定する。

(1) 実施責任者

市長は、被災者に対する炊き出し、その他による、食料供給の実施責任者となる。

ただし、市で対応が困難な場合は、県災害対策本部食料部に対して、食料のあっせん要請を行う。

(2) 給食基準

ア 非常用食料の給付

発災後、食料の調達の体制が整うまでは、備蓄する非常用食料を給付する。

イ 体制確立後の基準

(ア) 食料の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

- (イ) 主食は、原則として米穀（ご飯）弁当、パン及びミルクとする。
- (ウ) 県知事が定める配給量は、炊き出しの場合、被災者1食当たり精米200g以内、応急供給受給者1人1日当たり精米400g以内、災害救助従事者1食当たり精米300g以内である。

(3) 給食の方法

- ア 食料の供給が停滞することにより、生命に危険が及ぶ可能性のある災害時要援護者に対し、優先的に支給する。
- イ 各現場ごとに、実施責任者を定め、炊き出し及び食料の給与を実施する。
- ウ 主食の炊き出し等は、災害による被害の少ない自主防災組織、町会、自治会、ボランティア及び小中学校に協力を要請する。
- エ 野外炊飯に備えた対応を図る。
- オ 災害時要援護者に対応し、栄養を考慮した給食方法を検討する。
- カ アレルギー・持病等により食事に制約がある者については、避難所ごとで可能な限り食材、調理を選別して対応する。

4 給食の実施 【 総務部 】

総務部は、前3の方針に基づき、次により給食を実施する。

(1) 食料の調達

総務部は、必要に応じ、次の食料を調達する。なお、主食等の調達先は、小中学校のランニングストック、事前に協定を締結した指定業者及び応援協定を締結する市町村等からの救援物資とする。また、市において調達が不可能な場合は、県知事に応援を要請する。

ア 主食

主食は、原則として米穀（ご飯）弁当、パン及び粉ミルクとする。

イ 副食品

必要に応じて、市内業者から副食品を調達する。

ウ 生鮮野菜

生産者、農業協同組合、卸売市場の協力を得る。

エ 牛乳、乳製品

販売業者から調達する。

オ 県備蓄物資の要請

(2) 提供期間

食料の提供期間は、原則として災害救助法に準じ7日間とするが、電気、ガス等のライフライン機能が復旧し、被災地周辺の商店等の商業機能が復旧した

段階までを目途とする。

(3) 食料の運送

指定業者等から調達する食料は、総務部が指示する場所へ、直接指定業者が運送する。また、県から支給を受ける食料は、広域集積地又は市集積場までは、原則として県が運送し、避難所及び被災地等へは総務部が運送する。

(4) 食料の配付

食料は、避難所等の運営責任者へ引き渡し、運営組織を通して避難者等に配付する。また、自ら食料を受け取りに来ることができない、高齢者や障がい者等の在宅避難者へは、町会及び自治会に配付の協力を依頼するとともに、自主防災組織及び近隣住民等に支援を求める。

(5) 炊き出し

指定業者等からの食料調達を補完するとともに、被災者の健康維持と精神安定を図るため、給食施設及び調理室等で調理した温かい食事を提供する。

《参照》 「第1章 第2節 第3 非常用物資の備蓄」

【資料】

- 震 8-1 災害時における食料供給の協力要請に関する協定書（草加蕎麦商組合）
- 震 8-2 災害時における食料品、衣料品、日用品等供給の協力要請に関する協定書（西友草加店）
- 震 8-3 災害時における食料品、衣料品、日用品等供給の協力要請に関する協定書（イトーヨーカ堂新田店）
- 震 8-4 災害時における食料品、衣料品、日用品等供給の協力要請に関する協定書（稲毛屋草加谷塚店）
- 震 13-4 草加市備蓄品名一覧

第2 生活必需品供給体制の確立

災害によって生活上必要な被服寝具及びその他の日用品等をそう失又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、生活必需品を給与又は貸与する。

1 生活必需品需要の把握【総合政策部】

総合政策部は、総務部、健康福祉部及び地区参集者等からの情報により、生活必需品の供給対象者数を把握する。

2 公的備蓄、業者調達可能量の把握【総合政策部】

市の備蓄倉庫及び市内業者の被災状況を確認し、生活必需品の調達可能量を把握する。

3 生活必需品供給方針の決定【総合政策部】

総合政策部は、前1項及び2項の状況把握に基づき、供給方針を決定する。

(1) 実施責任者

市長は、被災者に対する衣料、生活必需品、その他の物資供給計画の策定及び実施に関する責任者となる。また、災害救助法が適用された場合は、被服や寝具及びその他生活必需品の給与又は貸与を実施する。

(2) 主な生活必需品

被害の実状に応じ、次の品目の範囲内において現物により支給又は貸与する。

①寝具、②敷物、③下着・おむつ類、④ほ乳瓶、⑤生理用品、⑥タオル、⑦炊き出し用具（釜、鍋、包丁、食器セット等）、⑧仮設トイレ及びトイレトーパーパー、⑨照明設備・器具、⑩暖房設備・器具、⑪その他の必需品

(3) 生活必需品の配給

生活必需品は、被害程度及び世帯構成人員に応じて配給するが、地区の民生委員及び児童委員やボランティアの協力を得て、迅速かつ正確に実施する。

4 生活必需品の供給【総合政策部】

総合政策部は、前3項の方針に基づき、生活必需品を支給する。

(1) 生活必需品の調達

生活必需品が備蓄品で不足するときは、原則として事前に協定を締結した業者等から調達することに努め、状況により県等に供給を要請する。

(2) 生活必需品の運送

指定業者等から調達する生活必需品は、総合政策部が指示する場所へ直接指

定業者が運送する。また、県から供給を受ける生活必需品は、広域集積地又は市集積場までは、原則として県が運送し、避難所及び被災地等へは総合政策部が指示する場所へ総務部が運送する。

なお、備蓄の生活必需品の運送は、自治文化部及び総務部の協力の下に、健康福祉部が実施する。

(3) 生活必需品の配付

供給方針に基づき配付する。

《参照》 「第1章 第2節 第3 非常用物資の備蓄」

【資料】

震 8-2 災害時における食料品、衣料品、日用品等供給の協力要請に関する協定書
(西友草加店)

震 8-3 災害時における食料品、衣料品、日用品等供給の協力要請に関する協定書
(イトーヨーカ堂新田店)

震 8-4 災害時における食料品、衣料品、日用品等供給の協力要請に関する協定書
(稲毛屋草加谷塚店)

震 13-4 草加市備蓄品名一覧

第3 給水体制の確立【水道部】

災害発生後、家屋等が被災した避難所生活者や在宅避難者に対し、飲料水を供給するとともに、給水施設等の早期復旧を図るための応急活動を実施する。

1 応急給水の需要把握

水道部は断水エリアを把握するとともに、災害対策本部及び各対策部等からの情報により、避難者数や断水戸数等の災害によって現に飲料水を得ることのできない被災状況の把握に努める。

《参照》 『第1章 第2節 第2 3 災害情報の市民への伝達体制の整備』

2 応急給水方針の決定

応急給水量、応急給水方法及び給水施設の応急復旧等の応急給水方針は、給水需要の程度や給水施設の被害状況と復旧の見込み及び施設の場所、重要度等により、その都度対策部長が指示することとする。

(1) 応急給水量

飲料水の給水量は、災害発生から第1段階は、1人1日3リットルを目途とする。第2段階以降は、施設の復旧状況により段階的に調整し、給水を増量する。

(2) 応急給水方法

ア 運搬給水

飲料水を給水車等で運搬し、医療機関、避難所及び在宅避難者等に給水する。

イ 拠点給水

拠点給水場所は、原則として各浄配水場とし、配水池及び深井戸から給水する。なお、避難所である各小中学校の水が不足する場合は、緊急時用浄水装置を使用して、プールの水を飲料用とすることができる。ただし、氾濫水が混入したプールの水は、緊急時用浄水装置を使用した後でも、飲料に用いてはならない。

ウ 仮設給水

消火栓等に取り付けた仮設給水栓により給水する。

3 応援要請

応急給水用資機材や人員に不足が生じた場合若しくは、生じると見込まれる場合は、次により関係機関等へ応援を要請する。

(1) 他都市への応援要請

本部は、必要に応じて県に要請を行い、他都市又は自衛隊の応援による給水活動を実施する。また、水道部は日本水道協会に応援要請を行う。

(2) 給水車及び応急給水用資機材運搬車両の確保

給水車及び応急給水用資機材の運搬車両は、水道部が保有する車両を使用し、不足する場合は、草加市水道事業指定給水装置工事事業者及び関係団体等へ要請の上、確保する。

(3) 応急給水用資機材の確保

応急給水用資機材は、水道部が備蓄する資機材を使用し、不足する場合は、関係団体及び関係業者等から調達の上、確保する。

《参照》 『第1章 第2節 第3 2 給水体制の整備』

4 給水の実施

水道部は、2の方針に基づき、次により応急給水を実施する。

(1) 水質の安全性確保

応急給水を実施するに当たっては、水質の安全性を確保するため、残留塩素濃度等を適宜測定することにより、適切に消毒されていることを確認した上で給水する。

(2) 市民への周知・広報

応急給水拠点を設置した後、被災した市民に対する広報活動を行い、応急給水の実施について周知を図るとともに、応急給水拠点場所及びその周辺に「給水所」の掲示物を設置する。

第4 緊急輸送体制の確立

災害発生後速やかに、被災者、災害応急対策要員、災害対策用資機材及び救援物資等を輸送するための輸送路を確保し、緊急輸送体制を確立する。

1 緊急輸送路線等の確保 【建設部】

(1) 緊急輸送路確保の優先順位

各道路管理者及び占有者は、防災関係機関が迅速かつ効果的に活動できるよう、県及び市が指定した緊急輸送道路のうち、主要路線及び本部、物資集積配送拠点、臨時ヘリポート、病院、指定避難所等に通じる道路から、順次緊急輸送路を確保する。

(2) 道路の啓開

建設部は、各道路管理者、関係機関及び業界団体等と連携を図り、道路交通の妨害となっている放置車両等、倒壊建物、倒壊樹木及び電柱等の障害物を除去し、緊急輸送車両の交通を確保する。

(3) 臨時ヘリポートの確保

ア 消防部は、あらかじめ設定しているヘリコプター場外離着陸場等の被害状況について、速やかに調査し、災对本部に報告する。

イ 災对本部は使用するヘリポートを指定して、消防部に開設・運営させる。

2 緊急輸送の実施責任者

市長は、災害時における緊急輸送の実施責任者となる。ただし、市で処理できない場合は、県災害対策本部輸送部に、輸送内容、その他、必要条件を明示して、応援又はあつせんを要請する。

3 緊急輸送の対象

緊急輸送の対象は、おおむね次のとおりとする。

(1) 第一段階（被災直後）

ア 救助・救急活動、医療活動の従事者及び医薬品等の物資

イ 消防・水防等、災害の拡大防止活動の従事者及び物資

ウ 災害対策要員、通信、電力、ガス、水道施設の保安要員等の応急対策に必要な人員及び物資等

エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等

オ 緊急輸送に必要な輸送施設及び輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人

員及び物資等

(2) 第二段階（被災後～約1週間後まで）

- ア 第一段階の続行
- イ 食料・飲料水等の生命維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 生活必需品

4 緊急輸送手段の確保 【総務部】

緊急輸送用車両等の確保及び配車については、総務部が統括し、管理する。

(1) 車両の確保

- ア 総務部は、市保有の車両を効率的に管理し、車両に不足が生ずる場合は、貨物輸送業者、バス会社等からの借上げ、又は県、その他、防災関係機関に対する応援要請を行う。
- イ 車両の借上げ依頼については、トラック協会、バス協会等の活用を図る。

(2) 燃料の調達

総務部は、公用車及び借上げ車に必要な燃料の調達を行う。

(3) 配車

各対策部は、緊急輸送等に必要な車両について、使用日時、車種、搭載量（人員）台数及び引渡し場所を明示して、総務部に請求する。総務部は手持ち車両及び業務の優先度を考慮して、配車する。

(4) 緊急輸送用車両の確認

交通規制中の緊急輸送車両の通行確保については、県知事又は県公安委員会に申請し、緊急輸送用車両確認証明書及び票章の交付を受けるものとする。なお、発災後速やかに証明書の交付が受けられるよう、市有車両及び調達車両について、事前に公安委員会に届出しておくものとする。

(5) 航空輸送 【健康福祉部】

傷病者の後方医療機関への搬送等の緊急を要する場合及び道路交通状況により、県知事に対し、ヘリコプターの出動を要請する。

(6) 鉄道輸送 【市民生活部】

市長は、応急対策に必要な人員、資機材等について、列車の増発等を東武鉄道株式会社に対し、協力を要請する。

5 緊急輸送物資等の集積・配送【総合政策部、総務部、自治文化部、健康福祉部】

(1) 市集積場の開設

市民体育館、綾瀬川左岸広場、そうか公園のうち、1か所又は複数箇所に市集

積場を開設する。また、必要に応じて県立高校や大学施設等の使用についても要請・協議する。

市集積場では、集積される物資の仕分を行うとともに、物資の流出入量、搬出先、在庫量等を把握し管理するとともに、計画的又は要請に応じて所定の避難所等に配送する。

(2) 市役所

ゆうパック等個人の発送物や持込みによる救援物資は、原則として受け付けないものとするが、必要な場合は市役所で受けた後、市集積場へ転送する。

《参照》 『第1章 第2節 第6 緊急輸送体制の整備』

【資料】

震10-3 災害時における応急対策業務に関する協定（草加市建設業振興会）

震10-4 災害時における応急対策業務に関する協定（草加市造園業協力会）

第5 遺体の搜索、処理及び埋・火葬

災害によって死亡したと推定される者の搜索と収容処理及び埋葬（火葬）を実施する。

□ 関係機関

機 関 名	活 動 内 容
県災害対策本部医療救急部	柩及び火葬場の手配（被災地外）
草加警察署	遺体の搜索、検視（見分）
陸上自衛隊災害派遣部隊	遺体の搜索、収容処理
（社）草加八潮医師会	医師の確保、検案

1 遺体の搜索 【 消防本部、関係部 】

消防部は、消防団、自主防災組織、警察署、自衛隊及びその他の関係機関等との連携と協力により、遺体の搜索活動を実施する。

(1) 搜索対象者

災害により行方不明の状態にある者又は周囲の状況等から、既に死亡していると推定される者

(2) 搜索方法

ア 健康福祉部は、市役所に行方不明者等の搜索依頼受付窓口を開設し、住所（被災場所）、氏名、年齢、性別、身長及び着衣、その他の特徴を聞き取り、搜索対象者名簿を作成する。

イ 搜索対象者名簿により、各避難所への照会（避難者名簿による確認）を行う。

ウ 避難者名簿により確認できなかった搜索対象者について、関係機関と連絡調整を行い、消防部等による搜索活動を実施する。

2 遺体の収容処理 【 健康福祉部、市民生活部、関係部 】

医師会、自主防災組織及びボランティア等の協力を得て、次のとおり遺体の収容と処理を行う。

(1) 処理の対象

災害により死亡し、警察署による検視（見分）及び医師による検案が終了した遺体とする。

(2) 処理の内容

ア 遺体の洗淨、縫合、消毒等

遺体の識別、確認の写真撮影を行うための措置として実施する。

イ 遺体の一時保存

遺体の身元確認のために相当の時間を要し、死亡者が多数のため早急な処理ができない場合に、一時的に特定の場所に遺体を集めて保存する。

ウ 検視（見分）、検案

収容された遺体は警察署が検視を行い、要請を受けた医師が検案を行う。

なお、検視及び検案後は、検案書を市が引き継ぐ。

エ 遺体処理台帳

遺体は、遺体処理台帳により記録し、事後確認のための遺体の写真撮影、遺品等の保存措置を行い、身元の確認に努める。

オ 市内の寺院及び公共施設内に遺体安置所を設置し、納棺用品、仮葬祭用品等

を確保するとともに、次の物品等も用意する。

- ① 柩
- ② 釘（柩用）
- ③ 金槌（納棺及びドライアイス破砕用）
- ④ ドライアイス
- ⑤ その他（花、線香等）

(3) その他、留意事項

ア 柩、その他の物品等を調達するときは、その時点の遺体数よりも多めに見積もる。

イ 市内の業者からの調達が困難な場合は、県災害対策本部医療救急部に応援要請する。

3 遺体の埋・火葬 【 健康福祉部、市民生活部、関係部 】

健康福祉部、市民生活部及び関係部は、遺体の埋葬（火葬）について、次により実施する。

(1) 埋（火）葬の対象

災害により死亡した者で、その遺族等が混乱した状況下にあるため資力の有無にかかわらず埋葬等を行うことが困難な場合又は死亡者の遺族等がない場合に、市が応急的に仮埋葬又は火葬を実施する。

(2) 埋（火）葬の方法

ア 健康福祉部及び市民生活部は、埋火葬許可証を発行するとともに、埋火葬台帳を作成する。

イ 葬祭業者及び自衛隊等に、火葬場への遺体の移送を依頼する。この場合に、市内（谷塚）火葬場の能力を超えたときは、市外地域の火葬場への搬送について措置する。（近隣の火葬場だけでは処理能力に限界があるので、早めに県災

害対策本部医療救急部に被災地外の火葬場の手配を要請し、併せて遺体の搬送体制の手配を行う。)

- ウ 遺留品は包装して氏名札及び遺留品処理票を添付、保管場所に一時保存する。
- エ 家族及び関係者から、遺骨、遺留品等の引取希望があるときは、遺骨及び遺留品処理票により確認の上、引き渡す。
- オ 仮埋葬した遺体については、適切な時期に発掘して火葬に付し、正規の墓地に改葬する。

《参照》 埼玉県地域防災計画（H19.3）資料編 風水害編 第3章
防応11-2 火葬場の応援要領（P260）

【資料】

- 震3-9 死体火葬許可交付申請書（市民課）
- 震3-10 死体火葬許可証（市民課）

第6 災害救助法の適用 【健康福祉部、関係部】

災害により、被害の程度が一定の基準を超える場合は、災害救助法の適用を県知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。

1 救助の目的

災害救助法に基づいて行う救助は、災害に際して、人命の保護及び食料、その他、生活必需品の欠乏、住居のそう失、疾病に悩む被災者に対して応急的、一時的な救助を行うことにより、被災者の基本的生活権の保護と、全体的な社会秩序の保全を図る事を目的とする。

2 救助業務の実施者

災害救助法で定める救助の実施は、国の機関として埼玉県知事が当たり、草加市の行う救助業務は、知事の職権の補助、又は一部を委任されて執行するものである。

ただし、災害の事態が急迫して、災害救助法に基づく知事による救助の実施を待つことができないときは、市長が自ら救助に着手するものとする。

救助の実施に当たって、各対策部は健康福祉部の指示の下、関係書類を作成するとともに、災対本部を通じて県災害対策本部に報告する。

3 救助の種類等

□ 救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者
避難所の設置及び収容	7日以内	市長
炊き出し及び食品の給与	7日以内	市長
飲料水の供給	7日以内	市長
被服・寝具及び生活必需品の給貸与	10日以内	市長
医療及び助産	14日以内（ただし、助産は分娩した日から7日以内）	県及び日赤埼玉県支部 （県知事が委任したときは市長）
学用品の給与	教科書1か月以内 文房具15日以内	市長
災害に掛かった者の救出	3日以内	市長

埋 葬	10日以内	市長
仮設住宅の建設	20日以内に着工	対象者、設置箇所の選定：市長 設置：知事 (県知事が委任したときは市長)
住宅の応急修理	1か月以内に完成	市長
遺体の搜索	10日以内	市長
遺体の処理	10日以内	市長
障害物の除去	10日以内	市長

※ 期間については、すべて災害発生の日から起算する。ただし、県知事を通じて厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

4 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用は、災害救助法施行令第1条第1項各号の適用基準のいずれかに該当する災害であるが、草加市における適用基準は、次の表のとおりである。

□ 草加市の災害救助法適用基準

指標となる被害内容	適用基準	救助法の条項
草加市内の住家が滅失した世帯数	100以上	第1項第1号
埼玉県内の滅失世帯数が2500以上で、そのうち草加市内の住家が滅失した世帯数	50以上	第1項第2号
埼玉県内の滅失世帯数が12000以上で、そのうち草加市内の住家が滅失した世帯数	多数	第1項第3号 (前段)
災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合	多数 県知事が厚生労働大臣と協議	第1項第3号 (後段)
多数の者が生命又は、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合	県知事が厚生労働大臣と協議	第1項第4号

5 滅失世帯の算定基準

(1) 滅失世帯の算定

災害救助法施行令第1条第2項によるみなし換算

滅失住家1世帯 = 全壊（全焼・流出）住家 1世帯

滅失住家1世帯 = 半壊（半焼）住家 2世帯

滅失住家1世帯 = 床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった住家 3世帯

(2) 住家被害程度の認定

被害の区分	認定基準
住家の全焼 全壊 流失	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再生使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家の半焼 半壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住家の床上浸水 土砂の堆積	全壊及び半壊に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの

- ※ 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- ※ 「非住家」とは、住家以外の建築物をいうものとする。
なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
- ※ 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- ※ 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- ※ 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
- ※ 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活の単位をいう。

6 災害救助法の適用手続

(1) 災害救助法の適用要請

草加市の市域内の災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該

当することが見込まれる場合、市長は直ちにその旨を県知事に報告し、災害救助法の適用を県知事に要請する。その場合、災対本部は、県危機管理防災部消防防災課へ、次に掲げる事項を口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて要請する。

- ① 災害発生の日時及び場所
- ② 災害の原因及び被害の概況
- ③ 適用を要請する理由
- ④ 適用を必要とする期間
- ⑤ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- ⑥ その他、必要な事項

(2) 適用要請の基準

災害の事態が急迫し、県知事による救助の実施を待つことができない場合、市長は、災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに県知事へ報告するとともに、その後の処置について県知事の指揮を受けなければならない。

なお、災害救助法が適用されない場合で、あらかじめ定められた基準では救助の万全を期することが困難な場合には、特別基準を県知事を通じて厚生労働大臣に申請することができる。

災害救助期間の延長等特例申請については、「救助の特例等申請様式（埼玉県地域防災計画 様式）」（資料 震2-5）に従い、実施するものとする。

第7 動物愛護

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

市は県（保健所）及び県獣医師会等の関係機関と協力して、動物愛護の観点からこれらの動物を保護し、動物施設等へ搬送する。

1 被災地域における動物の保護

所有者不明の動物、負傷動物等を、県（保健所）、県獣医師会及び関係機関等と協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送する。

2 避難所における動物の適正な飼養

県（保健所）と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

3 情報の交換

県（保健所）、動物救援本部及びボランティア団体等と連携して、次の情報を収集、提供する。

- ① 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況
- ② 必要資機材、獣医師の派遣要請
- ③ 避難所から動物保護施設への動物の預入希望
- ④ 他都県市への連絡調整及び応援要請

4 犬の登録情報の提供

鑑札を付けている迷い犬や逃走犬は、犬の登録システムから県（保健所）若しくは警察等への情報提供を行う。

第8 防犯対策

市は、被災地における犯罪の未然防止を図るため、特に凶悪犯罪、性的犯罪、暴力犯罪等の各種犯罪を防止し、地域及び避難所の治安維持を図り、市民の生命、身体及び財産の保護に努める。

1 防犯情報の収集・広報

市は、被害の概要や主要被害の状況、避難者の状況、主要交通機関の被害状況及び復旧状況、通信の被害状況等、防犯上必要な情報を収集するとともに、犯罪の予防に向けて防犯に関する広報を行う。

2 地域の防犯

市は、警察署及びその他の関係機関と連携し、一般防犯活動に努める。

(1) 防犯パトロール

町会・自治会及び自主防犯活動団体等により、地域の防犯パトロールを行う。

(2) 夜間照明

市は都市照明施設等の市内の照明を修復・整備して、街を明るく保つ。

(3) 防犯相談

市は警察署及びその他の関係機関と連携し、被災者に対する困りごと相談及びその他の防犯上の相談を実施する。

3 避難所の防犯

避難者が密集して生活を送る避難所は、ストレスの増加にともなうトラブル、窃盗、近親者間の暴力及び性犯罪等の各種犯罪が起りやすい。避難所の秩序を維持し、女性・幼児・老人等を犯罪から保護するとともにその尊厳が保たれる環境を確立するため、避難者、施設管理者及び市代表者から構成する避難所運営委員会が主体となって対処する。

(1) 性別及び身体能力に適合した避難所内設備

トイレ、更衣室、その他の設置において、性犯罪等防止の視点を加味する。

(2) 避難所内の警備

不審者の立入りを制限するとともに、各種犯罪を抑止するため、避難所内を警備する。

(3) 相談窓口の設置

被害者が相談しやすい窓口を設置して、適切に保護するとともに、近親者間の暴力や性犯罪の抑制を図る。

第7節 水引後対応期の活動

氾濫水の水引後、速やかに、被災地域及び被災者の生活支援に必要な応急対応へと移行する。

第1 障害物の除去

第2 清掃

第3 災害廃棄物等の処理

第4 防疫活動

第5 避難所における衛生管理

第6 ボランティアの要請・受入れ

第7 応急住宅対策

第8 被災住宅の応急修理

第9 文教対策

第1 障害物の除去

道路、河川上の障害物を早期に除去して、交通輸送体制を確保する。

1 障害物の確認

水引後、速やかに市内をパトロールし、道路上及び河川内の障害物の状況を把握する。

なお、パトロールの要員及び車両等が不足する場合は、総務部に手配を要請する。

2 障害物の除去

障害物の除去については、市職員及び車両により行うものとするが、大型重機を必要とする場合は、草加市建設業振興会等に協力要請を行う。

なお、主要な幹線道路、河川、排水路にある障害物の除去を優先的に行う。

第2 清掃

災害時には、冠水や一般的なごみに加え、家具や放置物等、大量のごみが発生することが予想される。さらに、避難所からのごみも大量に発生することが予想されることから、速やかなごみ処理の収集体制を整え、ごみ収集、処理を行うとともに、被災地の公衆衛生及び環境保全を確保する。

1 ごみ処理

建物等の倒壊、破損、焼失等によって発生するがれき類以外の大量のごみを効率的に除去し、焼却・埋め立て等の処理を実施する。

(1) ごみの排出量の把握（推計）

災害時には、平常時と比べ粗大ごみが増加することが予想される。このため、次の推定値を元に、水害ゴミの排出量を推計し、災害ゴミの処理計画について検討する。

被害態様	ゴミ量 (t/世帯)
全壊	12.9
大規模半壊	9.8
半壊	6.5
一部損壊	2.5
床上浸水	4.6
床下浸水	0.62

「水害時における行政の初動対応から見た災害廃棄物発生量の推定手法に関する研究」
(河田恵明他 2005)

(2) 人員及びごみ収集車の調達

被災地の公衆衛生及び環境保全を確保するため、早期の収集体制づくりと併せ、災害の規模によっては、県及び相互応援協定に基づき他市町村の応援を要請する。

(3) ごみ処理施設の早期復旧

緊急時におけるごみ処理を速やかに行うために、被災後施設の被害調査を速やかに行うとともに、施設の早期復旧を図る。

(4) 市民等への広報

次の項目について広報する。

- ア ごみの収集処理方針の周知
- イ 一般ごみとその他、災害廃棄物の分別への協力（指定曜日に出されていたごみが、災害後は一般ごみ、粗大ごみ、がれき等が混在して出されるので、市民への広報を実施して分別の協力を呼び掛ける。）
- ウ 臨時集積所の周知
- エ 臨時集積所への直接搬入の依頼

(5) 収集・処理体制

- ア 分別収集体制の確保
被災直後は、ごみの収集・処理システムが混乱することが予想されるが、早期に復旧を図るためにも当初から分別収集体制を確保する。
- イ ごみ処理施設の確保
処理能力を超えたごみが排出された場合は、県及び近隣市町村、さらに、民間の廃棄物処理業者の協力等を得て、ごみ処理施設の確保を図る。
- ウ 仮置き場の確保
道路交通の途絶や渋滞のため処理施設への搬出が困難な場合、仮置き場を確保し、夜間を含めた中継により処理を図る。
仮置き場は、周辺的环境や衛生・防火対策等に配慮し、必要に応じて災害時空地管理担当との調整により確保する。

(6) 応援要請

ライフラインの停止等による中間処理施設が利用不能や甚大な被害により、処理に長時間を要すると判断した場合は、車両、人員、器材等について、東埼玉資源組合又は県災害対策本部環境対策部に応援要請を行う。

(7) 避難所のごみ対策

避難所においては、保健衛生面等から毎日の収集体制を確立する等の特別の配慮を行う。
また、毛布、畳、ポリタンク、ダンボール等の一時期に大量の排出が予想されるものについては、再利用・リサイクルの方策と併せ処理計画を定めるものとする。

(8) 不法投棄対策

ごみの排出ルールの流れに伴い不法投棄が予想され、防止対策及び処理対策について検討を進める。

2 し尿処理

し尿処理に当たっては、浸水被害等の状況、水洗トイレの使用の可否等その状

況により、雨水貯留槽等によって水を確保し、下水道機能の活用を図る一方、仮設トイレを用意して、衛生環境を確保する。

(1) し尿処理の考え方

災害時のし尿処理の基本的な考え方は、以下のとおりである。

- ア 井戸や雨水貯留等により処理用水を確保するとともに、下水道機能を有効活用する。
- イ 上記の対策と併せ、仮設トイレ等を使用する。また、貯留したし尿は原則として中川処理センターへ投入し処理するほか、凝固させたし尿は、焼却処分する。
- ウ また、中川処理センターへし尿を投入する際は、バキューム車によって運搬を行うものとする。

(2) し尿の処理方法

被災地域におけるし尿処理の方法は、次のとおりとする。

ア 一般地域

(ア) 水洗トイレ使用地域

- ・処理用水を確保し下水道を活用
- ・公園等に仮設トイレ設置

(イ) マンション等集合住宅

- ・仮設トイレ設置

(ウ) その他地域

- ・被害状況により仮設トイレを設置

イ 避難所

- ・処理用水を確保し、施設内トイレを活用
- ・仮設トイレを設置

ウ 事業所

- ・仮設トイレ等の備蓄と地域の衛生環境の維持

(3) 仮設トイレの設置

ア 基準：

(ア) 避難所：100人に2.2基

(イ) その他：100人に1基

イ 初動対応：現有備蓄仮設トイレで対応

ウ 後続対応：行政相互の広域応援、流通在庫の調達により基準数を設置

なお、仮設トイレの機種選定に当たっては、高年者・障がい者等に配慮したものを考慮する。

□ 仮設トイレ備蓄数

(平成19年4月現在)

仮設トイレ（汲取式）	組立式便座	マンホール式トイレ	合計
35	1292	8	1335

(4) 運搬手段の確保

災害発生後、市内各所で発生したし尿を処理場へ運搬するためのバキューム車を確保する。

(5) し尿の収集・処理体制の確保

緊急時におけるし尿処理体制を速やかに確保するため、被害を受けた施設の早期復旧を図るとともに、緊急時の相互応援協定を推進する。

第3 災害廃棄物等の処理

災害時には、倒壊した家屋のがれき等の災害廃棄物が発生することも予想されるため、速やかな処理体制を確立し、その後の復旧事業を円滑に進める。

1 がれき処理

倒壊建物等による大量のがれき処理については、衛生管理を十分に行った上で、迅速に進めていく。

(1) がれき排出量の把握（推定）

被害状況を基にがれきの排出量を見積もる。

(2) がれき処理体制の確立

ア 実施主体

(ア) 収集処理

本市事業として実施する。

(イ) 家屋、事業所の解体

所有者（社会的、経済的影響を考慮し、早急な復旧・復興を促進するため、特例的に市が実施することも検討する。）

イ 基本方針

がれきの処理は、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集運搬するものとする。

また、選別・保管できる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきを最終処分する処理ルートを確保する。

応急活動後、本市及び県は、がれきの処理・処分の進捗状況を踏まえ、破碎・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

ウ 一時集積場所の確保

災害時に発生したがれき等の一時集積場所を確保する。

ただし、可燃物と不燃物が混在した膨大ながれき類を、予定された市内の一時集積所で処理することが困難な場合は、一時集積場所、最終処分場の確保について、県災害対策本部環境対策部に応援要請を行う。

エ 災害廃棄物の分別

災害廃棄物は、原則として、次により分別し処理を行う。

(ア) 木造家屋等から発生する木質系災害廃棄物

- ・柱材
- ・金属